

第6回

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会

平成17年11月17日(木)

午後6時01分 開会

事務局（五十嵐） 定刻となりました。遅れている委員も間もなく到着すると思いますので、ただいまから第6回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を開催します。

議事に入りますまでの司会進行を務めさせていただきます千葉県県土整備部河川計画課の五十嵐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

出席状況でございますけれども、お手元の次第の裏側に出席予定委員の表がございますが、村木委員と歌代委員は欠席とのご連絡があらかじめございました。それで佐藤委員は急遽、所用により欠席とのご連絡を受けております。それから清野委員と倉阪委員、井上委員は遅れる旨の連絡がございました。

それから資料の確認でございますが、お手元に会議の次第、右上に資料 - 1、2、3、4、5、6 という議事資料がございます。参考資料として最後に「施工予定区間の重要種に関する予測」というA3の紙がございます。それから後藤委員から依頼がございました「三番瀬フェスタ2005 PART2」という黄色いご案内がございます。

資料についてお手元に不足等ございますでしょうか。無いようでしたら、これから議事に入らせていただきたいと思います。議事の進行は矢内委員長にお願いしたいと存じます。

矢内委員長 それでは、1番目の議題であります委員会会議結果について事務局より説明願います。

事務局（横田） 議題の（1）委員会会議結果の 第4回委員会会議結果についてご説明させていただきます。お手元の資料 - 1 をご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、会議結果の要旨を取りまとめたものですが、前回は案という形でお示しいたしまして、議事録とともに修正等がございましたらご連絡をお願いしたいということでお願いしたところ、本会議結果の要旨ともども一部の修正がございました。

会議結果の要旨につきましては前回ご説明しておりますので、修正点のみのご説明とさせていただきますが、まず竹川委員より1ページ目の下から5行目、従前「階段」と書いてありましたが、これにつきましては「海岸」とされたいという旨の修正依頼がございました。

続きまして傍聴者並びに委員からもありましたが、発言内容が記述されていない旨のご意見がありましたので、裏側2ページの上段と下段にそれぞれアンダーラインを付した部分を追記させていただきました。

読み上げさせていただきますと、佐野委員より、「泥干潟とか砂といったいろいろな段階の干潟があるが、それぞれ生息する生物が違い、それぞれが生態的には価値を有しており、フジ

ツボも重要な生物である。陸側に90cm下げてH鋼を施工することとしているが、三番瀬の再生にとって東京湾に出入りする海水の量を多くすることが重要であり、できる限り陸域の中で自然再生がそれに繋がることとなっていることから、海水量を減らすこととなる海域への護岸の張り出しは、僅かであってもこだわりたい」といったご意見がございました。

それと下ですが、傍聴者からの意見ということで、大浜様から、「去年発生した高潮災害について調べたところ、室戸で起きた台風による災害の教訓として、大規模な護岸堤防を必要とするようなところで、護岸堤防のすぐ内側に住宅地を造ってしまったということが挙げられている」。また、「国土交通省への聴き取りで、一段の護岸で高潮を防ぐということは、困難というよりも不可能であるため、二段構えによる防御へ切り替えていきたいとのことであった」といったご意見がございました。

の第5回委員会会議結果についてご説明させていただきます。

お手元の資料 - 2 をご覧いただきたいと思います。この結果要旨につきましては、先般、各委員の皆様方に事前に送付させていただき、ご確認いただいたもので、順次読み上げさせていただきます。

まず「第4回委員会会議結果(案)」の関連といたしまして、竹川委員より、委員会で決まったことについては、各委員会の最後に再度確認いただきたいというご意見ございまして、委員長の方で了承されたところでございます。

「第4回委員会での意見等に対する対応」関連でございますが、提案、これは私案でございますけれども、護岸構造時における胸壁高等に関連したものです。

まず、これにつきましては後藤委員より、段階的な構造や粗朶の施工については、それらの専門家の入った場での検討を今後お願いしたい。

2点目で、海と陸との連続性を考えた場合、海浜植物が付きやすい工夫の検討が必要なのではないかといったご意見がございまして、このことにつきましては、現在、清野先生にもお力添えをいただきまして、国交省の国土技術政策総合研究所等の専門家を招いて、来年1月ごろに勉強会を開催したいと考えております。

続きまして清野委員より、現行のような表面が平らな積み方は、構造上のスタイルとはいえ、がちりし過ぎて、違和感を感じる人が多くなっている。「石の色」や「置き方」などの工夫により、景観的に優しく感じられるような検討をお願いしたいという意見がございました。これにつきましては、今後、ほかでの実施例の調査などを行いながら検討していきたいと考えております。

続きまして歌代委員より、今後の議題として、なるべく一律な形態とならないようバリエーションについての検討をお願いしたいというご意見がございました。この件につきましては、今後の委員会の中で引き続き検討していきたいと考えております。

続きまして工藤委員より、事務局の改良案については、法先に出した石積みは特に施工しなくても、自然に緩やかなものができる可能性があるので、その場合の胸壁の高さを含め検討されたいといったご意見がございました。これにつきましても、今後の検討委員会の中で検討していきたいというふうに考えております。

続きまして倉阪委員より、事務局の改良案は、これからのバリエーションの検討課題と考えるが、この場合改良案で施工しなくとも、合意された20mの完成形自体がいずれ同様な状態になると思われるので、当面その状況を見ることとしてはどうかといったご意見がございました。

平成17、18年度施工予定箇所における貴重種について関連した意見といたしまして、佐野委員より、国レベルのレッドデータブックに挙がっていないなくとも、県内版で挙がっているものは、可能な限りその種の生息を守っていく必要があるのではないかとのご意見がございました。

同じく佐野委員より、裏側になりますが、生態的に機能している区域については、ここでちょっと誤字がございましたので訂正させていただきたいのですが、「基本的」には人が手を付けるよりも、保全を原則とすべきであり、人為的な湿地は自然的なものにはかなわないということがバレンシア大会で確認されているといったご紹介がございました。

続きまして田草川委員からは、本来、三番瀬の再生とは、もっと豊かな時代のものを目指していくべきであり、多少の干潟でも生物が戻ってくると考えられるので、より豊かになる形での改善が必要である。

川口委員からは、田草川委員と同意見ではあるが、今は再生と保全のうち、保全に力が入っているのではないかと。

清野委員からは、建設する100mは、もともと直立護岸の前面に石がある。今回も同等の環境が沿岸にできることになる。内湾の海岸の原自然の再生ではなく、現在と同様に人工海岸だが、構造上工夫して矢板のみよりエコアップするといったご意見がございました。

澤田委員からは、平成16、17年の調査中、冬季に一度だけ確認された「モクズガニ」がいるが、たまたま他からきた生物とすれば、これも昔から三番瀬にいた生物とするのか、その取り扱いはどうするのかといったご意見ございまして、これにつきましては清野委員よりご回答いただきまして、昔いたが、今回の調査では取れていない生物もいるので、漁業者等との聴き

取り調査を行い、その結果と対比しながら全体を見ていけば良いのではないかという回答をいただきました。

漁業者等との聴き取り調査、これは勉強会という形で考えておりますが、現段階では12月の中旬以降、漁業者の方と日程調整をしながら、勉強会を開催していきたいというふうに考えております。

竹川委員より、3丁目地先の海の評価や生物の問題については、今回の委員会ではなく、今後の課題となっているのではないかと。事務局より、今回の貴重種に関する予測評価については、今後2カ年で予定している100m区間を対象としたものであり残区間については今後の委員会で議論いただくものと考えているといった旨の回答をいたしました。

倉阪委員より、今回の施工で一旦生息場所が消滅することとなるが、100mのみの施工であり、施工後は以前より幅広く復活するものと思われるので、特に違和感はないと思われるといったご意見ございました。

続きまして、「事業計画」関連での主な意見及びその対応でございます。

及川委員より、塩浜2丁目は、5カ年計画における整備目標として掲げられたのであるから、最低限塩浜2丁目は5年以内の完成をお願いしたいというご意見がございました。

工藤委員より、5カ年の整備目標以後の全体事業量（長期目標）に係る部分についても、着手時期を書き込まれたい旨のご意見がございまして、事務局といたしまして了承というご回答をいたしまして、これにつきましては、この後、本意見を踏まえ、加筆修正しました事業計画についてご説明させていただきたいと考えております。

次に川口委員より、現計画で行った場合、全区間を完成させるのにあと10年も掛かってしまうので、過去の事例や市民調査等を活用し、モニタリング期間の短縮や両端から工事を進めるといったことが必要ではないかといったご意見ございました。

ここで非常に申しわけないんですが、1点抜けておりまして、川口委員から、残りをやるのにどのくらいかかるのかといったご質問ございまして、これにつきましてはあくまでも予算等ございますので、なかなか難しいところはありますが、概ねプラス5年ぐらいはかかるのかなということで考えております。この点につきましては、追加で記述しておきたいというふうに考えております。

続きまして竹川委員から、老朽化という緊急性のある問題であり、10年、20年かけて取り組むテーマではない。行政には、少なくとも5年ぐらいの中で、とりあえずの防災対策を行う責任があるのではないかと。

富田委員からは、20mの完成形での施工は別として、あとは予算の許す限りAP + 3mまでの仮設道路とした捨石を施工し、とりあえず現在の護岸を守っていただきたいといったご意見がございました。

川口委員、竹川委員、富田委員のこういった質問に対しまして、県の佐藤委員から回答になる意見がありまして、中身といたしましては17年、18年度分の施工に係るモニタリングにおいて、捨石が環境に対してそれほど影響がないという結果が得られ、本委員会で同意がいただければ、より緊急性のあるものとして優先して行っていくことは可能であるといったご回答をしたところでございます。

続きまして、「実施計画」関連の「主な意見及び対応」でございまして。

佐野委員より、捨石の施工においては、沈下が想定されているため工夫が必要とのことであるが、考え方を示されたいといったご意見に対しまして、事務局より、さまざまな補強策があるが、それぞれ工費が異なるので、現地に入るまでに詳細を詰めていきたいといった回答をしたところでございます。

倉阪委員よりは、実施主体と担当課くらいは、記述すべきであるという意見がございまして、この意見を踏まえまして、後ほど説明します実施計画の中に事業主体を追記したところでございます。

同じく倉阪委員より、捨石の沈下対策で、薬剤を使用した凝固工法の場合は、環境への影響を考えられたい旨のご意見がございました。

続きまして清野委員からは、捨石の沈下防止対策については、これまで委員会の中でも木杭を初めいろいろなアイデアが出されているが、審査や他機関との調整等が考えられることから、新しい工法を含め早急に回答願いますといった意見がございました。これに対しまして事務局より、現地での着手は、来年4月であり、多少なりとも時間があるので検討し、結果が出次第ご相談させていただきたい旨の回答をしたところでございます。

続きまして富田委員より、今回の100m区間を除いた2丁目、3丁目について、今度の捨石のみとした構造で施工するとした場合、何年でできるか次回の委員会で示されたいといったご意見がございました。これにつきましては、石のめり込み量や沈下対策など、不確定要素が多く、予算についても担保されておりませんので、誠に申しわけございませんが、この回答は控えさせていただきたいと考えております。

なお、実施設計をしておりませんが、つかみの金額でいいますと、現在考えております構造の捨石プラスH鋼杭、捨石につきましてはAP + 3mということですが、この形で施工すると

した場合、メーター当たり約200万円くらいかかるのかなということで考えております。

続きまして、「モニタリング調査」関連の「主な内容意見及び対応」でございます。

清野委員より、このモニタリング調査が、事業計画あるいは実施計画のどちらに入るのかによって、再生会議への対応等が異なるので決めておいた方が良いでしょう。さらに、現地の状況に詳しい漁業者の方々にも情報提供をお願いし、多方面から検討されたいとのご意見がございました。これに対しまして事務局より、実施計画の中で行うことから、実施計画として位置づけることとしたい旨の回答をしたところでございます。

続きまして田草川委員より、景観のモニタリングについては、台風によるゴミの堆積状況を見る必要があるので、回数や時期を配慮されたい旨のご意見がございまして、これにつきましては実施回数、時期とも現地の状況等を見ながらそれぞれ決めていくことといたしております。

「その他」関連といたしまして、第6回の委員会は本日でございまして、11月17日木曜日に開催することが決定されました。

続きまして傍聴者からの意見といたしまして、大浜様から、傍聴者の発言も会議結果要旨に記述されなければ意味がないので、記述されたいとの意見がございました。

今関様から、後藤委員の私案に対する事務局の改良案で描かれている法先部の1割5分の被覆石については、円卓会議での海に張り出さないという原則等から、これは出すべきではないといった意見がございました。

以上でございます。

矢内委員長 それでは、本件について質問等ございますか。

竹川委員 第4回の会議結果の中で、合意事項というのがこの囲みの中に書かれておりますけれども、私は第5回目の委員会のときに、ここにもありますように、何が決まったのかわからないと。したがって、きちっと確認をとることが必要だということで提起したんですけれども、この第4回の会議、この2ページのところにある囲みの中の合意事項というのは、そういった意味で、必ずしも全員の合意ということで確認がとられていないんじゃないかなと思います。詳細は省きますけれども、そういった意味でこの点は検討を願いたいと思います。

矢内委員長 これは前回示された部分で、それに対しては特に意見はなくて合意されたというふうに考えていますけれども。

竹川委員 ですから、私の場合は、これに全面的に合意をしたということで賛意を表した覚えはございませんので、そういう意味で、今後いろいろ、今日もその関係がありますので、いろいろ問題があると思いますので、そういう意味で私が合意をしたということをご認める

わけにはいかないというわけです。それが、この第4回の方の問題です。

矢内委員長 一応、部会での回答は、ここでこの部分が合意されたものとして進んでいるわけですね。合意されたので、今日事業計画と実施計画について、その前提で審議して再生会議に諮るという位置づけになるんですけども。

竹川委員 そういった少数意見があるということを了解しておいていただければ結構ですが。

矢内委員長 では、意見としてはありますけれども、合意はいただいたということによろしいですか。

竹川委員 それは意見は、異論がある点では合意はできないわけですから、そういうことでご理解願いたいと思います。

矢内委員長 異論はあるけれども合意したというふうに解釈.....

竹川委員 それはできませんね。私は5回目の委員会の結果でも、その辺の注文をつけたんですが。

川口委員 それだとすると、竹川さん、会議録結果のところに竹川さんの発言として、「老朽化という緊急性のある問題であり、10年、20年かけて取り組むテーマではない。行政には、少なくとも5年ぐらいの中で、とりあえず防災対策を行う責任がある」というふうに発言されていますので、これは認めますか。

竹川委員 それは結構です。

川口委員 それだとするとね、じゃ、もう一度皆さんに賛成かどうかというのを、改めて聞いてほしいというご趣旨でしょうか、今の発言は。

竹川委員 いや、私の発言はですね、ほとんど多数の人がそれに合意をするということであれば、私はその少数意見で、その内容をお話しすればお話ししますけれども、そういうことで了解していただければいいと思います。

川口委員 私は合意ができたというふうに理解しておりますが。

竹川委員 ですから、ここでちょっと時間をとりますとあれなんですけれども、第5回の方に、そういう意味である問題を出したわけです。

工藤委員 今のお話をお伺いしますと、竹川さん自身は合意をされていないので、ここを合意したと書くわけにはいかないんですね、これは確かです。ですけども、そのほかの方は皆さん合意したんだから。このところに、ただ合意事項と書いてしまうからいけないので、合意事項の後ろへでも、合意しなかった少数意見もあるということを付記しておけばいいんじゃないでしょうか。

大部分の方が合意したと書くか、あるいは少数意見ありと書いておくか、いずれかですよね。これは委員長にお任せして、そうしておくしかないんじゃないかと思います。

矢内委員長 じゃ、事務局。

事務局（横田） 今日持ってきていないんですが、第4回委員会の議事録を読みますと、少なくとも竹川様から反対だという意見は出ておりませんでした。それで現在に至るわけです。ですから、4回の会議結果はこの形でいきまして、今日の会議結果の中でこの合意事項について一部といいますか、合意されない方がいたという、そういったような趣旨の表記でよろしいのでしょうか。

工藤委員 その方が正確ですね。

矢内委員長 よろしいですか。

竹川委員 ちょっと申しわけなんですけれども、第4回の最後は、非常に拍手でわっとうやっちゃって、若干のそういった問題が消し飛んでしまったような雰囲気であったものから。質問ということで、第5回目の中で論議されたような、私の確認が必要だと、確認してほしいと。今後、事務局の話によれば、委員長はそれを了解として、今後はきちっと確認をとりますという事務局からの回答も得られていますので、そういう経過を参酌して副委員長のおっしゃったような形でまとめていただければいいと思います。

矢内委員長 わかりました。

じゃ、事務局案で。

佐野委員 もう1点いいですか。

同じくその合意事項の2番なんですけれども、「平成19年度以降予定している、約800m間については、毎年度実施するモニタリング結果等を基に『基本断面』を評価・検討し、より良い工夫を施していくこととした「順応的管理」により実施し」、ここもちょっと文章表現が、僕がああとき、4回目のときに聞いていたのとちょっと違うんじゃないかなというふうに思っているんですけれども。

要するに、モニタリングをしますよね、20m部分、そして100m部分。それをもとにして評価・検討するというのはいいんだけど、その評価・検討し、評価したことによっては、現在の基本断面を変えることもあり得るんだというようなニュアンスで僕は理解をしていたんですけれども、どうもこの文章を読むと、ちょっと文章そのものも練れていない気がするんですけれども。何か基本断面は変えずによりよい工夫というような形で受け取れちゃうんですけれども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

事務局（横田） 第5回目ですかね、井上委員より、一度決めたからといって、その断面でずっと行くということは考えていないというご回答を確かいたしております。ちょっとこの文章はそうとれないという方もあるのかなというところはあるんですが、質問に対しましてはそういうことで県の考え方を示しておりますので、それは変わらないというふうに考えております。

佐野委員 では、私の理解でよろしいということですね。

事務局（横田） はい。

佐野委員 わかりました。

矢内委員長 その他、ございますか。

無いようでしたら、2番目の議題に移りたいと思います。

2番目の議題であります、市川海岸塩浜護岸改修事業の事業計画及び実施計画等と再生会議とのかかわりについて、事務局より説明願います。

事務局（横田） それでは説明させていただきます。

お手元の資料 - 3 をご覧いただきたいと思います。

前回の委員会では、総合企画部より基本計画や事業計画の概念、そして再生計画、事業計画の構成イメージについてご説明いただいた上で、第1号となります本護岸改修事業の事業計画、実施計画を事務局よりお示しし、ご議論いただいたところであります。

その結果、倉阪委員初め何人かの委員より幾つかご指摘をいただきましたので、それらの意見等を踏まえながら、本事業に限った事業計画、実施計画の中で記述すべき内容や再生会議との関係について、改めてフロー図にまとめてみましたので、ご説明させていただきたいと思っております。

まず上から行きますが、円卓会議から提出を受けました再生計画案を基といたしまして、点線で囲みました県版の再生計画を現在作成しているところでございます。この再生計画につきましては、上段の基本計画と下段の事業計画で構成するということになっておりまして、基本計画につきましては、三番瀬再生に関します理念や方向性を記述したということでございまして、先般、これにつきましては諮問・答申が終了しております。

そして、現在、ご検討いただいております二重線で囲まれた事業計画につきましては、多岐のご意見等を踏まえ、内容といたしまして全体事業量、5カ年整備目標、護岸整備の考え方、実施区間の説明、残区間の着手時期、これらを記述することといたしました。

この事業計画につきましては、本日ご審議をいただきまして、来週の25日開催を予定され

ております再生会議に諮問したいと考えております。

そして一定期間を経まして開催されます再生会議より、下の矢印になりますが、答申がいただけるものと考えております。

さらに下に進みまして、実施計画でございますが、これにつきましても、同じく先の委員会での意見を踏まえまして、内容といたしましては、事業名、施工位置、海岸名、工期、事業費、事業内容、これにつきましては1つとして工事関係、2つといたしまして調査関係、これはモニタリング調査になります。それと事業主体、各種説明資料、こういったものを記述したり、添付したりしたところでございます。

そうしまして、この実施計画につきましても、本日ご議論いただきまして、同じく来週開催されます再生会議に報告ということで、今、考えております。

そして再生会議に対するこれらの手続を経まして、いよいよ一番下の事業実施ということになるわけですが、継続事業につきましては、実施計画で位置づけております引き出して書いてございますモニタリングの調査結果を見ながらの順応的管理のもと、実施していくこととなります。

なお、工事実施後、実施いたします影響調査の結果につきましては、再生会議への報告が義務づけられていると、こういった流れの中で今後、事業を進めていきたいということで考えております。

以上で説明を終わります。

矢内委員長 それでは、この議題について質問ありますか。

工藤委員 大変わかりやすいんですけども、1つだけ何となくわからないところというのが、現在行っているこの護岸検討会の位置づけなんですね。県再生計画で事業計画、実施計画、これはすべて護岸検討会で検討しますので、この二重線の枠というのが、検討会といえば検討会だというふうに解釈してもいいのかもしれないんですが。やはり実施主体というのは県であり、事務局も存在するわけですね。ですから、そういうことから考えると、ちょうどこの順応的管理のあたりに、フィードバックのルートというのが1つあって、その中の途中に、どうということじゃないんでしょうけれども、その都度、事業計画もここで審議しましたから、どこかでやりとりがあるでしょうし、実施計画もやりとりがあるんですけども。順応的管理のところまで進んでくると、かなりフィードバックがきいてきますから、そのフィードバックをする立場としての護岸検討会というのがどこかにあってもいいんじゃないかなと、そんなふうに考えます。

二重枠が全部そうだからとおっしゃれば、それまでなんですけれども。

事務局（横田） その仕組みについては、今後、早急に考えていきたいと思います。

矢内委員長 ほかにございますか。

竹川委員 この図面で再生会議と事業計画、それから実施計画とのかかわり方がわかるわけなんですけれども、1つは事業計画、これは後から内容があるんでしょうが、これについては再生会議として十分に諮問に答えて論議ができると、こうあります。問題は、その実施計画の方ですね。これは第3回の再生会議、これは今年の2月15日ですけれども、ここで再生会議の役割についてという資料が出されました。その中で、いろいろまとめの記述があるんですが、この実施計画についてはどのように再生会議がチェックしていくのかと、そうした問題が出されておまして、これについては今後、これから話を詰めていこうと、話し合っていこうというふうにとまめられております。そういうことが1つと。

それから、もう一つは、これは昨年12月27日の三番瀬再生会議の役割についてという資料の中で、再生会議の要綱というのがここまで詳しく書いてないんですけれども、この中でその役割が具体的に書かれておりますが、その中で2つ目に再生事業の実施という項目がございます。この中でこういう記述があるんです。これは知事ですが、知事は再生計画に基づいて策定する実施計画について、環境調査等による事前の情報収集を行い、事業の実施が三番瀬の再生に寄与すること及び環境への影響について事前に評価した上で計画を策定するものとする。また、その経過についても、三番瀬再生会議へ報告するものとする。それで、この再生計画の実施の点についても、知事は三番瀬再生会議の意見を考慮して再生事業を実施するというふうな記述があるわけです。したがって、単に報告すればそれでよしいということではなくて、やっぱりこの問題については、そういう今後進めながら検討していこうということが前段にあって、その後にそうした単に報告することだけでなく、意見等も考慮してというふうな内容もあるわけですね。ですから、この図示のところで簡単な報告ということで済ませていいかどうか。その辺の裏の話、記述を考慮に入れていただきたいと。

それからもう一つは、順応的管理ですけれども、環境評価委員会の役割というのが前にございまして、これが実際の実施計画として具体化する前に、現在は護岸検討委員会の方では生物調査その他があるわけなんですけれども、あれは改修工事に関連した調査ですが、環境評価委員会というのは、その計画が再生実施計画を進めたときに、こういう点で効果があるんだと、またこういう点がもう一回検討する必要があるんじゃないかと、そういう問題まで広げた役割がある。この環境評価委員会は三番瀬再生会議の下部組織として早期に発足するということになっ

ているわけですね。その大事な環境評価委員会の問題が、これはやはり順応的管理をやるかどうか、要するに途中で見直すとか、そういったことも含めて環境評価委員会の機能が書かれているわけですね。ですから、この簡単な順応的管理とありますが、そういったこととか報告ということ、単にそういったことで書かれているところに、そういう問題があるので、少しこの辺はそういうことも含めた図式に変えたらどうかということを感じます。以上です。

矢内委員長 事務局。

事務局（横田） ただいまの竹川委員のご意見に対しましてご回答をしたいと思います。これにつきましては、護岸改修事業が第1号という位置づけの中で、前回説明した中でいろいろご指摘を受けているわけですね。それを踏まえて、こういったポンチ絵なるものをつくって見たんですが、これ1枚で再生会議の方で規定されております評価委員会等の関係とか、そういったものはとてもあらし切れないという実情がまずございます。したがって、これで読めない部分とか、これに記載されていない部分につきましては、もちろん再生会議で決められたルールにのっとって実施していくということには変わりませんので、その辺ご理解いただけたらと思います。

矢内委員長 ほかにございませんか。

後藤委員 事業計画と実施計画の部分なんですが、恐らく事業計画というのはもうちょっと大枠があって、長期計画に対してどういうプロセスで達成していくかということも若干含まれるのかなと思うんですが、これですとどっちかという護岸改修だけのイメージの内容があるので、恐らくこれはもう少し基本計画と事業計画のすり合わせも含めて、これからそういう議論が出てくるのかなと思っています。

今まで僕らがここで議論してきたことは、まず、緊急対策をきちんとやりましょうということですので、その辺の区分けがまだうまくいっていないとは思いますが、少し注意しながら進めていった方がいいのかなと、私は考えています。以上です。

佐野委員 一部、竹川委員の意見と同じなんですけれども、基本計画があって、そこから事業計画。さらに、より具体的な実施計画というふうになるんですけれども、やっぱり実施計画というのも直接的に自然に働きかけたりとかということになって、事業計画から実施計画になっていったときに、本来の趣旨を、故意ではないんだけど変わってしまって、そこは違ふよというのはあると思うんですね。

そういう意味では、現状の絵では、実施計画から「報告」という形で再生会議の方に向かって矢印が書かれているんですけれども、再生会議の方から実施計画の方への矢印、それは書き

込んでいただいた方が、僕はより間違いのない実施計画となるのではないかなというふうに考えます。以上です。

事務局（横田） ただいまの件に関しましても、たしか再生会議との関係で決められているというふうに認識しておりますので。たまたまここには入れておりませんが、当然、そのような形でご意見等ございましたら、修正等していくといったことで考えております。

竹川委員 それにちょっと関連して、これは昨年8月31日の三番瀬再生会議の機能というんでしょうか、所掌事務というところにあるわけです。これは確か大野さん等が問題指摘されたと思うんですが。この所掌事務の中に、重要事項について知事に述べるという、その重要事項とは何だという論議の中で、ここでは事業計画案、再生事業等と、こう記された文章がございます。ですから、そういった意見を述べるということと、もう一つ、実施事業等の報告を受けること。これは恐らく実施事業をやった後の報告ではないかなと、両方読めるわけですが。そういうことがありますので、今の佐野さんのお話も、こういうことを受けてちょっとご検討願いたいと思います。

事務局（横田） 再生会議の関係、そういった決まり事につきましては、もちろんそのとおりルールをくみながらやっていく所存でございます。

矢内委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

事務局（青木） 3番目、4番目の議題については相互に関連するとのことですので、事業計画と実施計画を一括して事務局より説明願います。

事務局（青木） 河川環境課の青木といいます。よろしく申し上げます。それでは、事業計画書と実施計画について説明させていただきます。資料-4をご覧ください。

「海と陸との連続性・護岸」事業計画書。上段の「基本計画」は、基本計画書案の21ページに書いてあるのをそのまま載せてあります。これを受けまして下段の「事業計画」です。事業名は、市川市塩浜護岸改修事業、事業内容は全体事業量（長期目標）がL=1,700m（塩浜2丁目、3丁目地先）。5カ年の整備目標、L=約900m（塩浜2丁目地先）です。

海岸保全区域に指定した塩浜2丁目、3丁目地先の護岸については、安全性の確保を図るとともに海と陸との自然な連続性を取り戻すため、生態系にも配慮した、高潮防護の護岸改修を進めます。当面、老朽化が著しい2丁目地先のうち、約900m間を先行させ、平成22年度ごろの完成を目指します。なお、残る区間については、5カ年整備目標区間の完成後、遅滞なく着手するよう努めます。

次のページの平面図なんですけれども、こちらにも2丁目区間が約900m、これは当面5カ年整備目標区間とします。それで全体の1,700m区間につきましては、3丁目を含めまして長期目標として記載しました。以上が事業計画書です。

続きまして資料 - 5 をご覧ください。実施計画書です。読み上げます。

1、事業名、市川市塩浜護岸改修事業（海岸高潮対策事業）。

2、施工位置、千葉県市川市塩浜2丁目。

3、海岸名、東京湾沿岸市川海岸。

4、工期、平成17年度から平成18年度。

5、事業費、2億6,000万円（予定）。

平成17年度が1億3,000万円、18年度が1億3,000万円で、これは現在予定をしております。

6、事業内容、工事延長L = 100m（完成形 L = 20m）

工事としまして、石積緩傾斜堤護岸。調査は、モニタリング調査です。

7、事業主体、千葉県です。

8、参考資料としまして、（1）平面図、（2）位置図、（3）護岸配置図、（4）断面図。断面図では護岸基本断面と、捨石部、これは仮設道路用につくる断面です。それと（5）順応的管理を踏まえた改修の流れを添付します。

2ページ目をご覧ください。位置図です。前回示したものと変わっておりません。

3ページ目をご覧ください。平面図です。右端の方に赤い印で、施工延長L = 100m、これも変わっておりません。

4ページ目をご覧ください。左下の方に枠を入れました。「工事中における環境への配慮事項」としまして、汚濁防止膜の設置による海水の濁りの拡散防止、ノリ養殖時期を外した海域工事期間の設定（4月～8月）、工事車両専用進入路の設定ということで、絵の中に点線で囲みましたところに、汚濁防止膜を今回計上しました。あとは、施工時期が4月から8月に限定すると。これは海域の工事期間です。あとは、工事車両の進入路を記入しました。

5ページ目をご覧ください。5ページ目は変わっておりません。位置をわかりやすくするために、左の上の方に平面図を載せました。捨石部の基礎には、軟弱地盤のために沈下が著しい、あと割り増し量も増えるということで、捨石の下に防砂シートを計上しまして、捨石の沈下量の防止を極力していこうと考えております。

6ページをご覧ください。同じように左上に平面図を配置しました。あとは、左の枠の中なんですけれども、これは仮設道路としまして、本断面は完成断面の一部を施工して工事用の道

路として使用するものです。この断面の天端部分を通して捨石を搬入したり、重機が乗り海側・陸側の工事を行います。それと工事期間中ですので、施工の高さがプラス3mの高さになっていますので、現況の護岸よりも低くなります。そのために、ちょっと小さくて見づらいんですけども、右側の民地側のそばに大型土のうを設置しまして、現況護岸の高さの確保はしたいと思っております。

続きまして7ページをご覧ください。7ページは以前説明したものと同じです。一番下の注2を追加しました。実施時期(間隔)につきましては、状況(現地天候、予算等)により若干の変更を行う場合がありますと。それと一番最後の景観のところなんですけれども、右端に、実施時期につきましては、完成後の経過時間と台風後などの状況を踏まえて決定します。

8ページ目は前回説明したとおりです。

9ページ目をご覧ください。実施工程表です。上段が護岸工事です。下段がモニタリング調査をあらわしております。準備工としまして、来年1月ないし2月ぐらいを目標に工事の契約をしたいと思っております。それで2月、3月をかけまして、手続等、必要な調整をしまして、その下の捨石工として、4月、5月の間に基本断面の捨石部約100mを施工します。それで6月になりますと、陸上工事としまして、既設の上部工の撤去を1カ月ほどかけてやります。それで、7月、8月をかけまして、鋼矢板工、鋼杭工を7月、8月で海側、陸側の施工を約100m間を実施します。その途中に、矢板を、すみません、前の5ページ、6ページの断面をご覧ください。上が完成形で下が仮設道路になっていまして、捨石工を3mやったときの法勾配が1対2になっています。これはどういうことかといいますと、海側のH綱を最初から完成断面が3割でやると当たってしまうので、H綱を打つまでは2割の施工だということで、H綱が終わりましてから3割に施工し直すということです。また、もとの実施工程表をご覧ください。そういうことで、捨石工につきましては、7月の後半に追加分の20mというのを、これを2割から3割に変更する部分で実施します。それと同時に、終わった段階で被覆工としまして、AP+3mまでの石の被覆をします。

それで8月の末になります。8月末になりますので、陸上施工ということで、9月、10月で山側の矢板のコンクリートの巻き立てをやります。それが終わりましてから11月にAP+3m、海側の残りの石の施工をします。これで基本断面の20mが完成する形になります。

モニタリング調査は、それぞれ波浪、地形、底質、生物、景観等を現地着手前の3月に一度やりまして、それぞれ9月、10月、1月、次年度の3月、あと継続して19年度も引き続いてモニタリング調査はやるようになっております。

続きまして10ページなんですけれども、これは前回説明したことと変わっておりません。

以上で、実施計画書と事業計画書の説明を終わります。

矢内委員長 それでは質疑に移りたいと思います。

川口委員 事業費について質問いたします。平成17年度の1億3,000万円。これの国と県との配分というか、内訳というか、それを17年、18年教えていただきたいと思います。

そして次は、6ページと5ページに関係することですが、捨石工事をやるときに、6mと90cmになっていますから、これは車両の幅でこれだけとれているんだと思うんですが、2割と3割勾配で、またここでやり直すということは、自然体系に負荷をかけることと、お金ももったいないんじゃないかと思うんですね、一度固めたものをまた作り直すということで。この2割の勾配でどうしてもやらなきゃだめなんではしょうか。その2点をお願いします。

事務局（青木） まず事業費です。平成17年度につきましては、国庫補助事業としまして国の方との調整はとってございます。ただ、18年度につきましては、国の方の調整、要求はしているんですけれども、決定ではないということで、その辺でまだはっきりとしたところはまだ言えない。県の要求としてはこういうことでやっていますと。決定するのは来年の4月以降の話になりますので、そういうことで予定としていただきました。ちなみに国の補助率は10分の4となっております。

続きましてもう1点の5ページ、6ページ目の断面の差なんですけれども、海側のH網を打ちますが、ちょっと見づらいんですけれども、海側のH網の左側に間隔が1.2m間隔でかなり狭いです。これをその部分だけよけていたら、かなり施工性に問題があるので、基本的に施工する前のところが……、失礼しました。間隔が狭いということですので、全部手前に2割で施工しまして、H網の杭打ち作業には支障にならないようにして、その後に既定の3割の勾配にやっていきたいと。ですから、その部分だけ3割を逃げて2割にしておいて、H網が過ぎて、また3割延ばして、またH網が2割と、かなりそちらの方が施工性がすごく難しいということで、一律2割ということでさせてもらっています。

矢内委員長 ほかにございますか。

佐野委員 2点あるんですけれども、1つは新設護岸法線、A P - 23.5mまで円弧すべり抑止用のH網を打ってありますよね。その上に、四角いコンクリートを入れるような構造なんではしょうかね。前に聞けばよかったんですけれども、実は円卓会議の再生計画案の中では、陸と海との連続性の1つに、陸に降った雨が上手に海にしみ出すというような意味で、護岸の透水性というのが問題になりました。この護岸の透水性はどんなふうにして確保される予定なの

か、そのことを1点目お伺いしたいというふうに思います。

それからもう1点、モニタリングですけれども、7ページです。モニタリングの調査項目に生物というところがありまして、そこに潮間帯生物の定着状況ということで、主に底生生物あるいはくっついた生物ですね、そういったものを調べるというふうになっているんですけれども、前回、報告いただいた底生生物の調査では、エドハゼという魚が出てきていたんですね。そのエドハゼは調べてみますと、やはり希少種なんですね。東京湾の16万坪が埋め立てられようとしたときに、東京大学の魚類の専門家が、エドハゼは非常に貴重だということで、もしかしたらこのエドハゼの存在で都の埋め立てがとめられないかみたいな話があったことがありました。そういったことで、ちょっとエドハゼが出ているものですから、できましたら底生生物だけではなくて、工事をした前面の魚類の調査もあわせてやっていただけないかなというのが1つです。

それからもう一つは、波浪、地形、地質というふうに調査項目があるんですけれども、もし陸と海との連続性の確保の中で、透水性が確保できるとすれば、雨が降ったときに、護岸を通してどんなふうに真水が、つまり海水が薄まると思うんですね。そこら辺が調査できないのか、そこら辺ちょっと気になったものですから、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局（青木）では、まず1点目の陸側との透水性について説明させていただきます。まず、地面に降った雨につきましては、表面はそのまま先ほど言いました矢板の上のコンクリート、これはちなみにコーピングといいます。その上を伝わって、あとは石を伝わって海に入っていくということです。表面の雨水はですね。

それで浸透の方につきましては、ちょっと見づらいなんですけれども、断面は下の方に円弧すべり用抑止、これはH網で打ちます。H網の間隔が、下にc.t.c. = 1.2mと書いてあるんですけれども、これはH網の打設の間隔です。ですから、H網を1.2mずつ出します。ですから、その間が上の方になるんですけれども、AP - 5.5mまでと書いてある上の部分ですね。左に土留め鋼矢板 W型、L = 8.5mと、これが矢板なんです。ですから、この矢板のAP - 5.5mから下が、1.5ずつは何もありません。ですから、こちらの方から、例えば海よりも雨水の方の地下水が高くなれば、水圧の差でこの下を回っていくというふうに考えております。

佐野委員 土留め鋼矢板というのがありますね。これが - 5.5mのところまで入るんだというお話ですけれども、例えば、この土留め鋼矢板に穴をあけて、それで降った雨の透水性を上の方でも確保するというようなことは不可能ですか。

事務局（青木） 鋼矢板については、今、おっしゃられたようにところどころに穴をあける

というのは考えております

佐野委員 考えている。

事務局（青木） はい。ただ、ちょっと具体的に寸法とか何かがまだわかりませんので、言われましたように、高い位置でも透水性というのはやってみようと、現在は考えておりますので。

佐野委員 1点目はわかりました。

事務局（柴田） もう1点、エドハゼについて、このモニタリング化はできるかというご質問でございますけれども、事前に現況調査として1年間調査いたしまして、その中で底生生物を中心に調査をしたわけですが、ほかの遊泳魚と違いまして、エドハゼの場合は定性魚でございますので、調査結果からもおわかりいただけるかと思うんですが、ある程度の確認はできると。今回の現況調査と同様の調査方法をとりますので、完全ではないかもしれませんが、ある程度生態に対するというのは確認できるのではないかとこのように考えております。

及川委員 2つほど質問したいんですけれども、汚濁防止膜というのを工事する前面に張るとのことになっているんですが、それがどういうものか説明してほしいのと、あと、工期ですよね。被覆工が11月に入って、A P + 3 m以上の場所を施工することなので、直接海にはかかわりないことなんですが、やっぱり工事車両等が出入りすると思うから、かなり慎重にやっていただかないと、私も堤防を早くつくってくれという方ですから、だめとは言いませんが、その辺慎重にやってほしいと、その2つお願いします。

事務局（青木） その前に、先ほど佐野委員の方から言われました雨が降るときの海の水質についてということなんですけれども、海水とか、時期とか、測定方法とかについて、ちょっと申しわけないんですが、その辺は余り知識ないんですけれども、結構難しいかなという気がしていますので、やれるか、やれないかもわかりませんので、その辺調査方法も踏まえてちょっと時間をください。検討したいと思います。

佐野委員 僕もすごく難しいんじゃないかなと思っていますので、よろしくどうぞ。

事務局（青木） それともう一つ、今言われました汚濁の防止膜については、まだ具体的にこれだということまで絞り切っておりません。ですから、わかった段階で、それはお知らせしたいと思いますので。注意してやれというのは当然の話で、かなり慎重にやっていきたいと思っていますので。

及川委員 お願いします。

富田委員 さっき鋼矢板に穴をあけると言いますが、鋼矢板に穴をあけたら鋼矢板は意味がないわけですね。多分ですよ、僕の知っている範囲ではね。だったら、最初からここに使っている防砂シートを最初から張った方がいいんじゃないかと。位置の間隔が120cmということは、空間部分は80cmしかないわけですよ、単純に言えば。

事務局（青木） はい、そうです。

富田委員 だったら、最初から鋼矢板みたいな、僕は鉄屋ですけども、無駄なことをしないで、相当予算があるのであれば別ですけども、無駄なことをせずに、もっと長くやってほしいと。早く全体をやった方がいいんじゃないかなと思うんですけども。

先ほど一番最初の、仮設道路みたいなことをやるのに100万円かかるというような、単純に言っていますが、えらい予算のある工事やるんだなという感じがします。もっと、金がない、金がないということで、5年も10年もかかるようなことであれば、無駄なことを全部省いてもらって、本当に石だけでもやってもらう方がはるかにいいんじゃないかなと。

それから汚れの問題とか、どっちにしろこの護岸で今の計画であれば、環境には優しいかもしれませんが、人には異常に険しいと言いますかね、優しくない護岸をつくるわけですね。だから、それであればもっと儉約した、どうせこのままいけば人は入れない護岸になるわけですから、もっと儉約した直立護岸でも、もうしょうがないというような感じだと思います。

ちょっと放言かもしれませんが、どうも予算と実態が言っていることとどうも違うなという感じがしてしょうがないんです。

事務局（青木） 最初に1点目の矢板の穴あけるということは、強度計算するのに矢板が形式がある意味でぴったりじゃありません。ですから、その余裕の中でどれだけ穴をあけたらいいかということでやっていますので。ですから、その辺は計算して、穴の数とか間隔とかが決まってくると思います。ですから、鋼矢板のW型というのを使っているんですけども、その辺を許す範囲内で穴をあけて。ですから、余りぎりぎりまでやると逆に危ないので、その辺を余裕を持ったものを提案したいと思っています。

それと、当然、先ほどメーター200万円とかという数字を言ったんですけども、高いのは我々もわかっております。ですから、いつも、今後もコスト縮減ということについてはずっと考えてやっていきたいと思っております。以上です。

竹川委員 資料-4のところの事業計画書ですけども。基本計画は21ページのものが出ていますが、いわゆる県の事業計画書というものの内容を、ここに事業計画というコラムと関連事業という参考の資料がございますが、これが事業計画書なんでしょうか。

といいますのは、5カ年間の事業計画について工程表というとおかしいんですけども、これは平成18年度まではこの工程が出ておりますけれども、5カ年間にわたって、ある程度の大ざっぱなものでいいんですが、この900mの全体の工程というのを概観できるならば、していただきたいなど。特に、これは自然を相手にしたものでありますし、また場合によって今の富田さんのような発想も出てくるかもわからないですね、緊急な台風が来るとか、地震が来るとか。やっぱりそれに順応した設計なり、いろいろな対策がとられる必要もあるんじゃないかなど。そうしますと、全体の5カ年間の場合に、ある程度臨機応変の対策が組まれていないと、もっぱら基本断面がどうと、完成形がどうという形で、工程を5カ年間のこれはこれで行くんだということをあらかじめ固定してしまうということは、どうかなということが1つ。

それからもう一つ、この計画事業、これはこの護岸検討委員会の要綱によりますと、確かに護岸の改修ということがございますけれども、やはりこれは1丁目から3丁目の護岸全体のことを三番瀬の基本計画にのっかってやっていくということが決められているわけですが、そういうことでこの事業というものは、やはり1丁目の問題、それから行く行くは3丁目の問題も見通しておかないといけないんじゃないかと。その点では、この護岸検討委員会の事業というのは、かなり限定されておりますので、その辺が一つ。

それから、この囲みの中で平成22年度ごろには完成をすると。いわゆる900mですね。その後、残る区間については遅滞なく着手するとあります。この「残る区間」というのは、ここだけでなく使われていますが、恐らく3丁目のことではないかなと思うんですが、そうかどうかと。

もう一つ、3丁目については、やはり基本断面でやっていくんだということが、かなりベースになっているやに思われるんですけども、やはりこれは参考の関連事業というところにもございますように、3丁目については、人が自由に降りられないということですから、ここでやはり3割、1対3のそういう傾斜護岸で、これが基本形として想定されていいのかどうかということもあります。

また、3丁目については、当面、この間やった環境関係の調査は100m対策、これを基準としてやっているの、3丁目についてはまたこの検討会議その他で十分検討していくんだということがございますので。そういうことからして、余りこの中できちんとその辺を表現するのは、ちょっと早いのではないかなど。以上です。

すみません、補足ですけれども。特に事業計画というのを、やはり大勢の専門家のいらっしゃる再生会議等でも、経過、過程まで含めた説明をされて、諮問、論議されるわけでしょうが、

当然、やはりそういう点も一応この検討委員会の中である程度やっておく必要があるんじゃないかなと。もっぱら実施計画の年度予算に関連した、それだけで固めてしまうということではなくて、その辺の問題がちょっと不十分じゃないかなと、こう思います。以上です。

川口委員 やはり計画というのは、きちっと立てておかなければ計画にならないと思います。ですから、県の方の事業計画としては、きちっと立てるべきだと思いますね。

それであと、この会議とか順応的対応とかという問題がそこについてくるわけですから、何も先に決められない事業、目標もない事業、先の見通しもない計画は計画じゃないと思いますね。ですから、やっぱりこれは決めておいていいと思いますけど。私はそういうふうに思います。

及川委員 モニタリングのことなんですけれども、今年の8月に塩浜1丁目には捨石の補強した護岸を受けるのができているわけですよ。そこは塩浜1丁目でも、今度、着工する2丁目の一番端とは、環境的にはそんなに変わらないと思うんですよ。だから、できるのを待っていてやるよりは、そこで先行のモニタリングをするというのはどうなんですかね。

事務局（柴田） 今の1丁目を参考にしたらどうかと。先行している事例があるからというご意見でございました。確かに、すぐ隣接する海域でございますので、参考になるかとは思いますが、2丁目の方で計画しているモニタリングと同じ程度ということにはまいらないかとは思いますが、参考になると思われるので調査の方は検討してみたいと思います。

矢内委員長 では、県の方から何か回答があれば先に出していただいて。

事務局（横田） 先ほど、竹川委員の方からご質問が何点かあったんですが、それに対して的確な答えかどうか、ちょっと私、自信がないところがありますが。

まず、参考でその他の関連事業ということは何点かここに書かれておまして、これで事業計画書ですかということで、そういうようなご質問と受けとめてよろしいのであれば、本来、事業計画そのものにつきましては、この海と陸との連続性護岸、この中のメニューといたしまして、後ろに掲げているような関連事業はあるわけですね。これらすべてを、こういった形で整えたものが、本来の事業計画書かなというふうに考えております。

ただ、この護岸改修事業につきましては緊急性があるということで、先発事業という位置づけの中で現在もあるわけなんですけれども。そういったことで、まずはつきしている護岸の事業計画をここでお示ししたと。今後、今年度を目途にということ考えているようですが、関連事業等につきましても、同様な形でまとめたものが最終的な事業計画になりまして、再生会議の方に諮問していくということになるかと思えます。

もう1点、先ほど資料 - 4 の一番下の下線を付してある部分ですが、「残る区間」については3丁目かどうかということだったと思いますけれども、もちろん3丁目も入っておりますが、2丁目の湿地再生、環境学習ですか、あの部分の取り扱いも、護岸が当然出てきますので、それらが湿地再生等の事業計画がまとまれば、その間についても残る区間ということで解釈いただければというふうに思います。とりあえず以上でございます。

佐野委員 今、県の方から竹川委員の質問に対してご回答いただいたんですけども、この標準断面が、例えば2丁目にずっと続いてしまうということについても、この会議の中で何名かの委員の方から、そういう護岸で本当にいいんだろうというような意見があったと思います。もっといろいろな変化がつけられないのかというのがあったと思うんですね。

それと、私は2回ぐらい前の会議の中で、基本的には東京湾に入ってくる海水の量を減らすことになってしまう前面への張り出しというのは、僕は極力避けるべきだというふうに思っているんですね。そういうことから考えても、この標準断面の護岸というのは、やはりかなり前へ張り出す構造になっていますよね。ですから、そういう意味でも、私個人としては、これは今後いろいろな形で考えていくべきことではないか。そういうことを含めて考えますと、この事業計画の中に出てくるアンダーライン部分ですね、なお、残る区間については云々かんぬんというところがありますけれども、ここの構造については、改めて2丁目の、今回、実際に2億6,000万円で工事をやるわけですけども、そういうのができていく過程の中で、実際にモニタリングの結果なんかも出てくる中で、改めて検討すればいいことではないかなというふうに個人的には思っております。

工藤委員 皆さん方のご意見を拝聴しながら納得していたんですが、そういったことを県の方でご配慮いただいて整理していただければ、とりあえずはかなりいいものができるでしょうと。

順応的管理という言葉がございますけれども、それを十分に取り入れて。名前はおかしいんですけどもね。本当は管理というのは管理なので、つくるときに管理はないんでしょうけれども。それは構わないとして、この図を見ると、設計にも及ぶような形になっていますから、それをしっかりやっていただければよろしいかと思えます。

ただ、最終的にというとおかしいんですが、少し注文をつけさせていただきたいんですが、実施計画書の体裁ですね。これはもう少し検討していただきたいと思うんです。

まず、1から7までは問題ないと思います。8番のところですが、(1)の平面図と(2)の位置図は後ろの編綴が反対になっています。だから、どちらかをどちらかに直していただく

ということが必要です。それから(4)の 仮設が「仮説」になっているから、こういうところに誤字はない方がいいと思います。それから(4)と(5)の間に、編綴書類の方ではモニタリングと工程表が入っていますが、こちらにはありませんということ。これは入れるのか入れないのかわかりませんが、その辺のところ、やはり看板と中身が不一致にならないように、ひとつ整理をしていただければと思います。内容に関しては、別に問題はないと思います。以上です。

事務局(横田) 今、ご指摘いただきました文字、あるいはタイトルとして抜けているものにつきましては、ここに追加表示させていただきまして、整えたいというふうに考えております。

工藤委員 これは多分、表紙の方の平面図が先で位置図が後るなんだろうね。編綴が反対になっているということ。

事務局(横田) すみません、申しわけございませんでした。

矢内委員長 今、画面で一生懸命直していますね。

工藤委員 そうですか。

矢内委員長 この場で直せるところは直しながらということ。

事務局(横田) パソコンに入っておりますので、この場で直してご確認させていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

大野委員 佐野さんの意見の関連なんですけれども、よろしいでしょうか。

佐野さんのご意見の中で、東京湾の水量を極力減らしたくないというご意見がありました。これは、湾口から吐き出す水流が減少された場合に、当然、水量が減ると湾口から吐き出す速度が弱まるわけなんですけれども。そういうことを問題にするんだったら、これは羽田の埋め立てを問題にした方がいいわけだね。だから、ちょっとこの護岸についてはナンセンスかなと、私は思います。

佐野委員 確かにそのとおりですね。羽田もそういうふうにしなればいいなと思っていても、でも、例えば里山の環境がどんどん、どんどん失われているというのは、知らないところでどんどん、どんどん小さな開発が積み重なっていく中で、はっと気がついたら里山的な環境が失われていて、じゃ、どうしようということになったわけですね。海の問題も同じだと思います。いろいろなところで、これぐらいならいいだろう、これぐらいならいいだろうということの積み重ねの中で、東京湾全体の環境は非常に大きく悪化したんだろうというふうに思うんですね。

そういう意味で、円卓会議の中で再生計画案というのがつくられました。それは、再び三番瀬を再生させようというわけですね。できれば、東京湾の再生も視野に入れていたわけです。そういうことを考えると、少なくとも小さなことではあるけれども、海浜環境が悪くなることは、小さなことでも僕は慎みながら改善の方向を見出していくということが、基本的に非常に大事なことだと思っているんですね。そういう意味で、第3回だったか、4回の委員会でも、その点についてはこだわりたいんだというお話をさせていただきました。

ですから、そういう意味で、大野さんにナンセンスと言われてしまうと、つらいものがありますけれども。僕は少なくとも、そういうことにこだわるのがすごく大事なんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

大野委員 そのことについて、当然、面積という問題と、私は直立より緩斜面の方が全然いいと思っていますから。多少前面へ出ても緩斜面の方が数倍いいはずで、環境についても、生物についても。だから、それはこだわり方は、私と佐野さんは、この語気の強さからして違うと思いますけれども。私は悪く言ったのは埋め立てであってね、埋め立てというのはどういうことかという、やっぱり羽田のようなことをみんな無関心でいること自体が、本当はおかしいので。今回も三番瀬の再生については、この緩斜面であれば、今の直立より全然いいはずですよ、と私は考えています。

田草川委員 私もちょうと一言。同じようなことですがけれども、本来の自然の川があれば定期的に砂が供給されて干潟ができてくる。それは当然海水量は減ってくるかもしれないけれども、それが本来の三番瀬の姿だったんじゃないかな。だから、触っちゃだめだ、砂入れちゃだめだというふうな言い方をされるんであると、ちょっと違うのではないかなと思います。

やはり量の問題ということもあるかもしれないけれども、質の問題もとても大事だと思っています。だから、今、大野委員が言ったように、やはりあそこにかつてあったようなならかな干潟ができるということは、底生生物だけではなくて、魚類のためにも、鳥のためにも、相当の効果があるんじゃないかな。だから、余り今の現在のところ、今回の護岸の形でのモニタリングだけというのはもったいないような気がしているんですよ。本来は、やはりどこかにはちゃんと砂を入れて、できるだけならかなかつての干潟のようなものをつくって、そこでどのくらい底生生物なり、鳥なりが回復するのかというのも本来やって、そちらの方がよければ素直にそういうみんなが納得してやっていただければいいんじゃないかと思うんですよ。初めっから何も入れるべきでないというようなのは、私はちょっと違うと思います。

竹川委員 今の直立護岸とか砂とかの問題ですがけれども、当面、この100mをやって、その

後あと800mですか、これをどういうふうにやっていこうかなということ、今までの提案の中で、緩斜でも直立でもない粗朶工法とか、その他いろいろな自然工法、その他も考えられるし、当然そういうことも勉強をし、また検討をするということになっているのではないかと思いますので、ここでそれだけに絞った論議はどうかなと思います。

とにかくそれよりも、今までの経過をずっとたどってみますと、円卓会議の基本的な方針として、やはり海域を狭めないということが、今度の県の基本計画にも載っておりますけれども、そういった基本を守ること。それから、護岸についてはできるだけ海側に張り出さないということも、これも今までの合意の中で出ていますし、書かれてもいます。

それから、特に市川市さんの方の関連でもありますけれども、やっぱり海側に沿ってできるだけ公共用地を確保していこうというふうな、これも計画の中にもありますが、今、どういうふうに変化したかわかりません。そういうことで、埋めたところの利用の問題も、市川市さんの声があれば、若干考えられるのではないかなと思います。

そういうこと等を考えますと、もう一回基本に戻って、この問題については今後のことも含めて検討をお願いしたいと思います。

矢内委員長 全体を見るのではなく、ちょっと事業計画と実施計画の議題の(3)(4)の文章に関して、ちょっと絞っていただきたいんですけども。今回の議論をもとに来週、再生会議に諮問しますので。

倉阪委員 遅れてきて申しわけございませんでした。実施計画について、文章上はこれで問題ないかと思いますが、環境影響のところ、恐らく、この工事をやるに当たって、杭打ちのときに大きな騒音、振動が予想されると思うんですね。これは4ページのところに、「工事中における環境への配慮事項」というところで、汚濁防止とノリの養殖時期を外すということと、工事車両は専用のところしか通らないと3つ書いてあるんですけど、これは杭打ちの話の恐らく工業専用地域なので、そういう一般的な環境基準とか、そういうようなことではないとは思いますが、周回の建物との調整というか、特に問題はないように留意しながら、そちらの方もやっていただければというふうに思います。

矢内委員長 その部分に追加してですか。

倉阪委員 そういうことも留意をしつつやりますというのは、追加してもいい事項かなとは思いますが、環境影響の大きさからいうと、多分、かなり出るんじゃないかと思っております。

矢内委員長 では、今、追加しておいてください。

事務局(青木) それでは、実施計画書の修正をつくってみましたので。その前に汚濁防止

膜は基本的には確実にやれば必要ないと思っています。ただ、何があるかわからないということで、念のために確実に拡散しないように設置したいというふうに思っております。

事務局（横田） 今回の件につきましては、至急追加してご提示したいと思います。それで、先ほど竹川委員よりご質問のあった件について、1点抜けていたかと思うんですが、3丁目についても同じような断面で進むのかといったことで、よろしいのでしょうか。

矢内委員長 質問の内容が確認されていますけれども。

竹川委員 前にお話しした点ですね。

事務局（横田） 3丁目も同じような断面でと。

竹川委員 そういうことで決めてかかってもらっては困るのではないかなと。

事務局（横田） 今までの検討事項に関しましての意見等を見ましても、そこで3丁目について、2丁目に比べて泥干潟の存在や老朽化に若干の違いがあるため、引き続き最適な護岸形状を検討していく必要があるといったご意見がございました。これは当然、県といたしましても今後の課題というふうにとらえておりますことと、前回、前々回お話しした中で、今回の事業計画の参考図面を見ていただきたいと思うんですが、あくまでも900mは5カ年の整備目標区間であり、なおかつ基本断面というのは20mに限定しております。

ということで、3丁目あるいは2丁目の残りについて、同様な形で進めていくということは全く考えておりません。

竹川委員 今回の件で、私がそういう点でお話ししたのは、せんだって質問状を事務局さんの方に出した、その回答の中で、今後実施する2丁目20mの基本断面の完成を受け、モニタリングなどにより3割の石積（H鋼杭）を含め、検討委員会で検討して決めていくと。これは3丁目護岸の件についての質問に対して、こういう回答を得たので。そうしますと、20mの完成断面のモニタリングいかんで、この3割H鋼杭護岸がかなり強調されて、わざわざここに出ていますので、そういう懸念を持ったわけです。なければ結構です。

事務局（横田） そういうことはございませんで、あくまでも2丁目の完成断面のモニタリングをして、その結果、あるいはその予測と比較した中で、それをひっくるめて再度護岸検討委員会の方に報告やご検討を願って、随時断面を、もし不備があったり、影響がよくない結果であれば、当然、変えていきたいと。それは先ほども申しましたとおり、一旦決めたからといってこの断面でやるということは全く考えておりません。

竹川委員 結構です。

清野委員 ちょっとモニタリングの項目とか、測線の位置に関してなんですが、具体的に言

うと資料 - 5 の 8 ページ目なんですけれども、これは、現在は今回新しくつくる部分がどういふふうに関に影響するかということでの測線の配置だと思ふんですね。

それで、きょうの皆さんからのご意見もあるんで、例えば今後の設計に生かすとしたら、現在の直立護岸の前面だとか、そういう点と比較をするような調査の設計をして、その中の測線をふやすことができれば、さっきの塩浜の別のエリアについてどういふふうにしていくかということの参考になると思ふます。

先ほど、佐野さんと大野さんのご議論もあつたんですけれども、1つは羽田の問題というのは、三番瀬はこれだけ頑張つている中で、羽田がはるかに大きい埋め立てをしていきます。さらに海の上を日陰にしていくような設計もなされている中で、三番瀬がきちんとした結果を出していつて発信していくことで、少しでもこれ以上むやみに埋め立てさせないというものとか、あるいは羽田はあれだけの大きい事業規模なんですけれども、環境アセスメントからしても、ほぼぶつちぎりであるということで、日本海洋学会とか、そういうところからも意見が出ています。一方で、三番瀬は全然小さい規模なんですけれども、きちんとして丁寧に対応しようとしているので、本当にそういう部分は誇つていいことだと思ふます。

結論から言つと、県の方に伺いたいのは、測線とか調査項目というのがどこまで対応できるのかということ、もう1本増やすとか、あるいは項目を増やして、もうちょっとスポット的な生物に注目した、マイクロハビタツトという、住んでいる場所を探しながら足で歩いて見ていくとか、そういうもうちょっと丁寧な調査項目が追加できるのかどうかとか、あるいはコスト的にできなければ、何らかの形でいろいろな調査の協力を研究室なり市民の方にしていふとか、そのあたり何かご検討なりめどがありましたら教えてください。

事務局（青木） 現在の調査項目で、全部十分ではないと思つております。ただ、最低限このくらいやればと思つていますので、まだこれでは足りないということがあれば、追加するのは可能だと思つています。

清野委員 もしそうであれば、先ほど及川さんからもいろいろご指摘あつたんで、参考になる場所として、できるだけ参考にしたときに比較しやすい場所だとか、そういうところもアドバイスいただきながら、できたら、この調査の測線を決めるとか、そういうときももう一回丁寧な議論ができればいいかなと思ふます。きょうは原案だと思ふますので。

事務局（青木） 8 ページの方の絵を見ていただきたいんですけれども、今回は100m区間だけではなくて、上の方でちょっと見づらいなんですけれども、2丁目の真ん中ぐらいのところも、今回工事はやりません。この部分は、これとの比較も必要だろうということで今回提案し

ています。さらに、1丁目の方も、全く問題なくても何か調査やったらどうだと言われてい
ますので、その辺もやりますので、結構それだけで比較はできるかなと思っておりますので、よ
ろしく願います。

清野委員 もう1点、すみません。先ほど、自然再生エリアのところの護岸の形状の話があ
ったんですけれども、これに関しては、今平成17年、18年に工事するところの背後地が、な
かなか譲れないというか、待たなしの状態の中での断面だったと思うんですけれども。今後、
長い時間かかるかもしれないので、長い時間といっても数年とか5年とか10年とかいう中で、
背後地の条件が変われば、もうちょっと高潮対策としてきちんと威力を発揮して、だけどあの
断面じゃないということもあり得るわけですね。つまり、背後の条件で変わり得るとい
うことが確認できるかどうかということなんですけれども。

事務局（青木） 以前に、この基本断面と、あと民地側の方の考え方ですね。直立堤とい
うか、用地がない場合ですと、9.5mまで上がってしましまして壁を避けるために、民地側の方
に約10mぐらいバックしてもらって、用地を確保して傾斜にするということで、壁はなくな
るとい話をしました。その辺まで、ある程度、市と地域の皆さんの了解は得ていると思っ
ていますので。さらに状況が変わったというのであれば、その時点で直すんですけれども、た
だし、そちらの見直しが今のうちの方の事業でやっている期間中であれば可能だと思うん
ですけれども、当面これは5年間でやりましょうという話ですので、それ以降の話だと、私
どもの事業は終わってしまいますので、ちょっと難しいのかなと、今は。ですから、5年
以内にその辺がはっきりわかれば何とかかなと思うんですけれども。

田草川委員 塩浜のまちづくりの方は、5年以内にはやるつもりであります。そう遠
からず、来年、再来年ぐらいから事業をやりたいと、そういうつもりでありますので。その
ときには、できるだけ調整はしますけれども、決して、これがいつまでも待っていら
れるというものではないということだけはご理解いただきたいと思います。

清野委員 ありがとうございます。そういう予想の範囲ができれば、いろいろな検討が
進められるかと思えます。

竹川委員 今の護岸の背後の問題で、県のこれは都市計画課ですか。要するに市街化調
整区域の問題で、ことしの7月ぐらいですか、新たにそういった調整区域を市街化区域
の方に変えていくということは、もうやめにしたんだというような新聞報道がございま
したけれども。その問題は、やはりこの塩浜のまちづくりないし護岸の背後地の問題と
深くかかわってくるのではないかと、その辺についてちょっとお話あれば。

田草川委員 現在の塩浜地区は工業専用地域ですが、市街化区域ですので、今おっしゃった市街化調整区域の開発の問題とは別問題でございます。ここは市街化区域です。現在の塩浜は市街化区域ですから、新聞報道された市街化調整区域の開発の問題とは違います。ですから、いつでも事業は、今でも工業として工場を建てることもできますし。あるいは土地利用転換するに当たっては、できるだけ三番瀬の環境に配慮した方向で土地利用転換していこうと今やっていますけれども、おっしゃっていることとは違うと思います。

竹川委員 そうしますと、今のに関連しているんですが、例えばインフラの整備だとか、いろいろ住宅用の用途変更その他、そういうふうな問題点というのは、市の方としてはどういう考えなんでしょうか。

矢内委員長 ちょっとその議論は別にしてください。

田草川委員 そうですね。塩浜地区基本計画というのは、まちづくり基本計画というのができておりますので、それは公表されておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

工藤委員 ちょっとモニタリングで追加をしたいことがございまして。先ほどの清野さんの質問と県当局のお答えの中で、大体整理がついたと思うんですが。私どもはよくバイブルのように持っているヤナイ調査法というのがありますが、ヤナイ調査法では、実は野帳を持ってくるなというのがあるんですね。野帳に、温度だとか地質だとかと項目が書いてある。それを埋めると、それが埋まったことで満足して帰ってきちゃうんですね。ですから、白紙の紙を持っていけとよく言われます。

この場合のモニタリングも、やっぱりそういう項目を1つ加えていただけないかなと思うんですね。今、考えて、確かに地形測量だとか、波高とかみんな書いてありますよね。だから、これだけやればいいのかと思うと、そうはいかないと思うんですよ。特にこのモニタリングというのは、何が起こるかわからないわけですから。真っ白な頭で真っ白なノートを持っていて、そしてよく観察をして記録をつくっていくという項目を1つつくっておいていただきたい。何という項目が知りませんが。特に定めない項目でいいんですよね。

しかし、観察だけはちゃんとして帰ってきますよと。時間も決めなくたっていいんじゃないですか。それこそ、あそこには大勢の漁師さんもいらっしゃるし、そういう方々が、海が変わったぞとか、そういうことをおっしゃったらそれを記録する。それがとても大切だと思います。

事務局（青木） 工事が始まれば、当然、工事の人間もいますし、事務所の担当者も始まればしょっちゅうつきますし、あとは漁業の方もいらっしゃいますし、とにかく何か異常があればすぐ連絡があって、それについて状況を把握して、すぐに対応できるとかと私は思っています。

すので。あえてここに書かなくても、それはやりたいと思っていますので。できれば、計画書としてはこれでやらせていただいて、現地の方の対応はそういうことにしたいということではないでしょうか。

工藤委員 心得さえ持っていていただければよろしいかと思えます。

矢内委員長 ほかに何か。

川口委員 実施工程表から見て、18年度の3月まで、いわゆる19年の3月までの工程が書いてあるんですが、この間にモニタリングや何か終わって、そして今の100mの減少するんだと思うんですが、そうすると塩浜3丁目の方の断面検討というのは、大体どの辺ぐらいから始める予定になるんでしょうか。5年全部終わってからでしょうか、断面の検討をするのは。それとも、この18年度とかの結果を見て、並行しながら塩浜3丁目の検討をするんでしょうか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思えます。

事務局（青木） その辺は、私どもも気になっています。次のかわりの断面が調査結果を踏まえて、すぐにいいものが決まれば、これの続きで、次に断面を変えようという工法はいけます。ただし、かわりの断面を提案する側もそうですし、それを見て評価していただく皆様もよくない、違うのをもっと考えようとずれ込む可能性がございます。そうした場合は、この断面の延長が先に延びていくという可能性はあります。ですから、今の時点で断面をいつ変えるのかというのは、全く見えておりません。

川口委員 そうすると、その計画の立て方というのは基本的におかしいんじゃないでしょうか。やはりいろいろなケースがあって、今の断面で悪い場合、いい場合。その両方を考えながら5年後の見通しを立てなければ、あと5年で、5年プラス5年でやるという話は全く架空の話になってしまいますね。ですから、できるだけ早くやるとか、そういう話は全くそれはこの場を繕う議論になってしまうと思えますね。

ですから、やっぱりいろいろな想定をしながら、こういうケースのときにはどうする、こういったときにはどうすると、やっぱり3丁目も我々はこれは緊急性があるということで議論しているわけですから。僕はちょっと、前回も大事な大切な一歩だと。こういう目に見えて進んできて、県議会の方でも特別委員会ができたりなんかして、我々が今ここでやっていることが粉碎されるような結果になるとしたら、それこそ皆さん、環境団体も含め、この円卓会議の延長上で議論してきたことが、全く無になっちゃうようなことになるわけですよ。ですから、やっぱりこの護岸検討委員会で、緊急だということでやっているわけですから、行政の緊急が10年なのかというのは、僕はもう暗たんたる思いしていますよ。

やはり少なくとも5年やそこらでやらなければ、もう国の方だってそうですよ。もう震度6弱のシミュレーションをしているわけですよ。市川市民は10年間どうするんですか。やっぱり切実感がないですよ。皆さんね、対岸の火事を見ていると、そんなようなところまで言うては悪いんですけども、そういう気すらしますね。本当に10年でいいんでしょうか。

ですから、やっぱり3丁目の方の断面についても、こういう結果のときはこうだというふうにして、いつごろから断面検討は始めるぐらいの予定は、もう出すべきだというふうに私は思っています。

事務局（青木） 今回、とりあえず100mということで理解しています。だからといって、終わったとは全然思っておりません。継続して、来年分以降のものも断面をどうするかというのは、十分認識しています。

ですから、今回はこれの100mの実施計画書です。これが終われば、次がすぐ出るという認識でありますので、どんどんいろいろな検討をして、皆さんに相談したいと思っております。

矢内委員長 ほかによろしいですか。

それでは整理しますか。大丈夫ですか。幾つか修正点が出てきたかと思うんですけども、とりあえずここで確認できるものを。

事務局（横田） それでは、これまで工藤委員並びに倉阪委員の方からご意見やご指摘ございましたので、それについて一応修正が終わりましたので、ご確認いただきたいと思えます。

まず、資料-5の実施計画書の8番目、これにつきまして平面図、位置図の順序が違うのではないかと、これは違っておりまして、これを今、赤字でお示ししておりますが、位置図、平面図という形で修正いたしました。

それと、(4)の断面図の、の捨石部の「仮説」になっておりましたので「仮設」に修正いたしました。それと中の資料には入っているにもかかわらず、ここにタイトルとして出ていないモニタリング調査、これが抜けておりましたので、(5)としてモニタリング調査、そしてとして平成17年・18年度施工予定区間に関するモニタリング調査項目を追記いたしました。それとといたしましてモニタリング調査位置を追記いたしました。(6)で実施工程表を追加いたしました。順応的管理を踏まえた改修の流れは通し番号で(7)といたしました。

それと、「工事中における環境への配慮事項」ということで、先ほどの杭打ち等で当然振動が発生するわけですが、これに対しまして「杭打ち等による騒音、振動の発生について周辺事業所等への配慮を行う」これを追加させていただきました。

あと、調査の関係の測線を1丁目の方に1本追加いたしました。

以上で、ご指摘あるいはご指示があったところは修正できかたと思うんですが、いかがでしょうか。

矢内委員長 いかがでしょうか。一応、ここの修正した内容で、来週の再生会議に諮問、報告したいと思えますけれども、皆さんよろしいでしょうか。

竹川委員 先ほどの事業計画と私がお話しした点はスポイルされていると思うんですが。

矢内委員長 事業計画の……

竹川委員 私がお話しした点は、事業計画は5年間のスパンで立てるわけですね。その間に、今、基本とか完成形とかと言っていますけれども、そういう形であらかじめ一つの固定した構想をもって5年間ということやっていったのでは具合悪いんじゃないかと。いわゆる順応的といういろいろな状況に対応した、また新しい要望も出ているわけですね。自然的な粗朶工法とその他。それから、そういった自然の環境変化もありますし、また、当然町、内陸部のいろんな問題も出てくると思うんですが。そういった問題に対応するような、どういう問題が起きるのかと。そういうことも含めた5カ年間の計画を、一本調子のものでなくて、そういったものが必要ではないかというお話をしたんですけれども。

倉阪委員 第4回会議の合意事項がまさにそれだと思うんですが。

今回、資料 - 1 で配られておりますけれども。ここで明確に合意事項で、まさに竹川委員がおっしゃっている話、これはみんな合意しているはずなので。特に、この合意事項に対して、これではだめだというお話なのかどうかということがよくわからないんですが。

竹川委員 それはですね、基本断面とか完成形とか出ておりますね。改修工事に絞った事業計画であるとしても、やはり再生会議で出す場合に、これだけの問題を事業計画として出すと。それでよろしいのかということですね。

川口委員 だから、ほかの委員は合意したんじゃないんですか。と思っていますけれども、皆さんどうなんですか。

後藤委員 ちょっといいですか。

ちょっと混乱しているみたいなので。今回の事業計画は5カ年計画はあるんだけど、とりあえず17年度、18年度について、捨石100m、完成形20mということ限定して、それからいろいろな意見を聞いて、これもいいものがあつたら変えていきますよということを県ははっきり言っていますので、そこだけきちと確認できればよろしいと思います。状況変化はもちろん出てきますし、よりよい提案があつて、それがよりいいものであるんだつたら、それは変えていくことが前提ですので、それはみんな合意していると思いますので。

矢内委員長 今言われた部分が、今回、下線がついている部分で付加された部分と認識しています。具体的なものに関しては、今後詰めていくことになると思いますけれども、とりあえず今、後藤委員が言われたように、100mに関してこういう形で来週諮問したいと。

大野委員 私も後藤委員の言ったように解釈してきましたけど。ですから、何もコンクリートされているわけではなくて。だから、いろいろ議論あるけど、やっぱりやってみて、それを検討して直しましょうという話がずっとあるわけだから、余り細かいこと言ってもわからなくなっちゃう。

及川委員 これに関しては、もう問題ないでしょうよ、ね。

大野委員 そう思うけど。

矢内委員長 いかがでしょうか。

一応、合意を得て、来週、100mに関して工事をするために必要な諮問という形で。ここから先の残りの区間云々に関しては、まだこれからの議論という形で皆さん合意していると思うんですけども。これは手続上、来週、それから工事を実施、この今回出された実施計画上の手続上、来年度の工事をするために必要な手続上、この100mに関してはこういう形でやりたいと。

竹川委員 2点ほど確認したいんですけども。

一つは、前の土留めも含めて、そういった海側の方に埋め立てとは言わなくても、それを前にどんどん砂をつけていくというふうな方向、ないしは基本断面という形で、わずか20mの完成形のモニタリングでもって、それをもってオーケーということで、だっと発注してしまうというふうな可能性も随分考えられるので、いわゆる完成形とか基本断面なんだということで、潜在的に固定観念で考えてもらっては困ると、私は思うんです。

矢内委員長 それは皆さん合意しているところです。

竹川委員 そういう意味で、字句の訂正も含めて、それからもう一つは、海を狭めるということについて、恐らく3haか4haぐらいの海が狭まるんじゃないかと思います。そういった形で進めていった場合ですね。だから、そういうことも含めて、私はもう少し順応的な中身を、いろいろな条件があるわけなので、そういったことも含めて議論を深めてほしいということを申したんです。ですから、この形で、それ等も全部含めてあるというふうに皆さんがお考えであれば、またそれなりに皆さんのご意見でやっていただければいいと。私は非常に危惧を持っています。

後藤委員 これは事業計画の中で、今回の市川塩浜護岸改修事業と書いてあるので、ちょっ

とみんなイメージが狂ってしまっていて。基本計画があって、事業計画というのは、別にこの場所だけじゃなくて、環境再生エリアも含めて、自然再生の場が含まれた意味で、今後、検討されるというふうにきちっと考えておけばいいんじゃないかなと僕は思っています。それは別途、また県の方の事業計画が出てきたときに再生会議でも議論が起ころうでしょうし。とりあえず、今回はこの部分だけは決めましたよということでもいいんじゃないかと僕は思っています。

議論を深めるのは、当然、さっき国交省の人も呼んで新しい方法がないか、勉強会を1月にしましょうと。それについても、後であると思いますが、これについても勉強をやっていいものに変えていきましょうというスタンスですから、もうちょっと大きな話は大きなところで話すべき場が必要だなと僕は考えています。以上です。

矢内委員長 今言われたような感じで、倉阪委員も言われましたけれども、基本のベースは4回目の議事録に出ている合意事項に基づいての事業計画ですので。全体の話はまだしていません。

竹川委員 私は、この護岸検討委員会そのものが、そこまで限定的なものでなくて、やはり設立の要綱からしますと、全体も含めた視野の広い検討をしなくてはいけないんじゃないかなということがまず最初にあったものですから。今のよう形で絞ってしまって、それ以外はまた別な場所ということであれば、私はまたその別な場所でお話をしたいと思います。

矢内委員長 それでは、この形でよろしいでしょうか。文言等の訂正について。

では、この形で修正……

工藤委員 そのまま、また竹川委員が、私は合意していないというままで行ってしまうと、先へ先へまた行ってしまいますからね。それだけははっきりさせておきたいと思いますがね。

やっぱり基本断面という言葉に対する解釈じゃないかなと思うんです。基本断面は、こういう形ですという固定した見方を竹川委員はされている。我々はそうじゃないですよ。まだ変わり得る。今はとりあえずこれだ。そこら辺がずれているんじゃないかなと思うんです。

そこで、やっぱりきちとしたことをやっておかなきゃいけないのは何かというと、基本断面を決めたのは、円弧すべりに対する問題から、今この場所、つまり今の20m置く場所ですよ。あそこは後ろも何もありませんから。そこでやるにはこれしかないということが決まったんだと、それが基本であるということだと思うんですよ。

これはもっとずっと3丁目に寄ったところに行きますと、後ろに公有地もありますよ。それはもう先ほど清野委員もおっしゃったように、そういうところは、また違うんでしょうと。そ

うしたら、県の方もそれはそれで考えるんですよとおっしゃっているんだから、基本断面というのは、かなりフレキシブルなものであると、こういうふうにとらえていただくしかないと思うんですね。

そういう形で、やはり竹川委員が合意されないと、ほかのところでやりますでは、これはまた蒸し返しになっちゃうと思うんですよ。ですから、ぜひこの4回の要旨の2ページに書いてあるわけなんですけど、このところで、このときは合意されなかったけれども、今のようなきちっとしたディスカッションの上でなら合意しますよと、1回言っていたかかないことには、ちょっと先へ行かれないような気がするんですね。あるいは注文は十分つけていただいた上でね。

竹川委員 幾つか、先ほどの実施計画をつくる前には環境評価委員会で云々というふうなことも、既に決まっていることですよ、再生会議の中で。だから、そういったものも眠ってしまうと。それは、予算消化上しようがないというようなことかも知れませんが、やっぱり、私も予算面での問題は無視するわけじゃないんですけども、また早くやらなければいけないということも、事実、それこそ富田さんがさっきおっしゃったように、補修の補修という方法もあるわけですよ。だから、そういうことも含めて、この路線しかないんだということ、ほかに選択肢がないんだということについては同意できないんです。

工藤委員 選択肢はまだ、今の部分についてはないでしょう。現在の20mに関してはね。これはやむを得んでしょう、もうやらなきゃならないことだから。ということだと思っただけですよ。だから、20mを決めないことには先へ行かれないわけですから。20mと残りの80mですが、その合計100mの部分、これはしようがないですよ。

大野委員 竹川さんが、相当の知識があって断言できるような回答をお持ちならば、幾ら議論を積んでも構わないですけども、すべて憶測でやっても、先へ進む必要もないんですけども、我々はいいものを探しているわけで、これは一つの実験ということでこれをやろうということを一応決めたわけだから、これの結果を見て、また議論した方がいいんじゃないですかね。心配はわかるわけですよ、みんな心配してここへ来ているわけだから。これをやってたんじゃ、きょうだって8時過ぎちゃって、もうどうしようもないよ、これは。

工藤委員 その先のね、あとの残りの何百mというのはありますから、それは別なんですよということで、やはり合意していただくしかないことなので。

後藤委員 第4回会議の2ページ目の合意事項なんですけど、1)については、皆さん全然問題ないということだと思っただけですけど、2)の表現がさっきもちょっと出たので、これに関しては、この基本断面をモニタリングした結果やりますよというのではなくて、新しいアイデアが

出たように、提案が出てきて、そういうものがないよといった場合には、入らないイメージの文章になっていると思うんですよ。ですから、そこだけ確認していただければ、モニタリングしないと断面を変えられないというイメージになっているんですね。そうじゃなくて、護岸構造の検討とか、伝統工法の検討もやって、その結果というニュアンスが読み取れない文章になっているんですね。

ただ、ここの2)のところは、言っていることは皆さん一緒ですから、これだけの2)の表現に限定してしまうと、ちょっとやっぱり語弊があるのかなということですが、基本断面という断面の書き方も、多少字句としてはなじまないのかなと。施工する20mの完成形を見てという形だって同じことを言っていますので、そういう表現に直しちゃった方が、むしろ竹川さんもスッキリするのかなという感じがするんですけど、いかがですか。

工藤委員 基本断面という言葉が悪いということですか。

清野委員 今、後藤さんのご指摘ももっともなので、やはりいろいろ不安な方がおられるまま行ってしまっても大変だと思うので、合意事項の文章の雰囲気ってやっぱりあると思うんですね。

それで、第4回の会議録の合意事項の2)のところ、「基本断面」というのを、何かそのまま行っちゃう雰囲気が確かにあるので、現在の基本断面を評価・検討し、よりよい基本断面の改善というか、そういうものも含めて検討するというような、何かそういうニュアンスを書いていただいたらいかがでしょうか。このままだと、評価・検討して工夫というんだけど、何か工夫といったら、余りみんなが期待するものじゃなかったということもあり得るので。ただ、断面図そのものも、やっぱり背後の状況によってきちんと見直していくということで、事業計画としては、多分、海岸事業としてもそういう言い方だとぎりぎり可能な範囲だと思います。

基本断面は、基本断面の性能が同じであればいいですよ。高潮を対策してきちんと守るということで。だから、断面のこういう設計図面みたいなのがそのまま行っちゃうんじゃないかというのは確かに不安なので、そういった性能を担保したものを基本断面というふうに表現すれば、それは事業者として何かつじつまが合わなくなっちゃうということもないと思うので、ぜひそこを修文をしていただいて、竹川さんの不安というのも、やっぱり原因があったことですので、ご検討いただければと思います。

川口委員 そういう文字づらというか、そういうことで今、議論していますけれども、今までの4回、5回、検討委員会の中で行徳自治会の方の歌代委員からも出ていますし、僕の方も

何度も言っていると思うんですが、いろんなバリエーションをまだ考える余地があるんだというの、何度も出ていますね。その上でこの文章が出たんだと思うんですね。ですから、やはり県にいろいろ注文することはいいんですけども、「順応的管理」とかいうのは、目いっぱい環境団体に配慮した言葉だと思うんですね。ですから、それで県を余り疑ってもしようがないんじゃないでしょうか。

もう、それだけ議論が出た上で、ほかの委員も、何かあったら断面を変えるんだと。それから何かなくても、バリエーションを持った断面にしようよという議論が盛んに出ているわけですから、これはあくまでも先ほど大野委員の言ったとおり、20mのごく限られた断面の範囲の話ですから、やはりその辺で合意するということが、時間的制約もあることだし、時間で迫られたからいいかげんな結論を出しているわけじゃないわけで、その辺で結論を出した方がいいと思いますけれども。

竹川委員 とりあえずの100mの問題として、この20m、20m、それからあとの残余の60mですか。要するに20m、80mですね。その次の工程としては、また抜本的に考えるというわけですけども、だからそれでいいじゃないというお話なんでしょうけれども。

例えば、このいわゆる被覆断面等についても、わずか20mのところでのどの程度の評価、モニタリングの効果的な結果が得られるか、これは非常に技術的にも難しいんじゃないかなと。そうしますと、私が当面100mのことであるからというようなことで、あとの残余のことについて、今言ったような変更で、かなり思い切った、もう一回白紙のような形で論議できるというふうには、僕は感じないんですね。

川口委員 それは、モニタリングとか調査というのは、やっぱり環境を重要視する人たちに對する配慮ですよ。だから、僕なんかは何度も言っているとおり、日本中は護岸だらけなんですから、どこだってやった当時は生態系は壊れるんですよ、一時的に。ですから、僕は何度も浦安の30年、40年前の堤防の話もしました。もう20mのところを、そこだけモニターやって、海の中のことの何がわかりますか。わかりっこないですよ、そんなの。ただ、調査、調査と環境団体の人が言うから調査しましょうという話ですよ。

それとね、前回もお話ししました市民調査の人がたくさん調査しています、個別に。それから近ごろは、浦安の郷土資料館も主催して市民の調査を始めました。これも県の主導だと思いますけれども。ですから、いろいろなところでそういう市民団体、一般の人たちが調査しているわけですから。そういうこともたくさん活用して、20mのところやっただけで、前回も基礎調査といって、年間四季を通して3～4日ずつやりましたけど、あれだってほんの参考程度

ですよ。海の中のことはわかりませんよ、3日、4日やっただけでは。1週間たてば、極端に言えば、翌日になれば海の中のことなんてまるっきり激変するんですから。

ですから、竹川さんの言うとおりでですよ。20mのところ1点だけ調査したって何もわかりませんよ。ですけれども、それはみんなわからない、不安だらけの人がいて、調査すると言うから調査しているんですよ。はっきり言って、海の中のことなんか、1年中そこにいて、定点で何十カ所ってやらなければ三番瀬のことなんかわかりません。それは断言できると思いますよ。

富田委員 これはいつも同じことなんですけれどもね、竹川さんはできるだけ海へ出さないというのが、50cmか1mか知りませんが、それくらいなんです。私は300mなんです、できるだけ海へ出さないというのは、距離がね。これだけ違うんですよ、みんなここにいる認識がね。

私は今の問題、しょうがないから、これで我慢しているだけなんです。実態は私は300mぐらいずっと行けば、環境に優しい護岸だろうと、私はそういう認識なんです。それとここにいる皆さん、20人ぐらいいるんですかね、お話ししたって、今、竹川さんの話だけを聞いたら、これで竹川さん1時間以上使っていると思うんですけれどもね、これはいつまでも話がまとまらないです。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

富田委員 だから、もうそんなばかな話やめましょう。私も、これ本当はもっと言いたいんだけど、私と竹川さんと言えば、上と下、右と左、極端かもしれませんがね。こんなこと、私の言いことをみんな聞いておったら、多分まとまらないなと。だから私は黙っています。

そういうことで、無駄なことはやめましょうや、もう。

矢内委員長 議論としては、今回、3番目と4番目ですね。事業計画、実施計画をご確認いただいて、来週の再生会議に諮問、報告というのが手続上の問題ですね。それをここで.....

工藤委員 報告書をつくるんですよ、諮問書をね。

矢内委員長 そうです。来週出さないと.....

工藤委員 ええ、来週出さなきゃならない。だから、そうすると、竹川さんに一応、事務局と委員長しか残らないわけだから、そこで文言修正は一応努力をするということで、お願いして一任をとりつけないとまずいのかな、ということじゃないですかね。竹川さんにも折れていただくということじゃないんですか。

田草川委員 今、富田委員言ったようにね、私たちもすごく折れているんですよ。

(「みんな折れてるんだからね」と呼ぶ者あり)

田草川委員 言えれば切りがないんです。そこをまた一部の人の分だけ修正するとかというのはちょっとおかしいと。ちゃんとここで決めてもらいたいと思います。

工藤委員 「基本断面」という言葉のところだけをね、清野さんのご意見もあるから、いい言葉を探して差し替えるというだけで。そうすれば固定概念ではなくてフレキシブルなものになるわけですから。それでご理解いただいて先へ行かないと来週出せないですよ、これは。

川口委員 「試験断面」とでもしたらどうですか。

工藤委員 その辺は事務局と委員長にお任せしたらどうなんでしょう。

大野委員 試験断面、賛成です。

工藤委員 試験断面という言葉も含めてね。

竹川委員 それからもう一つ確認したい。ここでは論議は余りされていませんけれども、300mは別として、その護岸の前の砂をつけていくと。それは傾斜を緩やかにしてどんどん、どんどん砂を前につけていけばいくほど環境によくなるというふうなお考えの論議が今まであったわけですね。この基本断面の解釈として、とりあえずのそういった1対3ということであって、さらにその前の方に砂をつけていくという考え方というのは、もう消えたんでしょうか。

倉阪委員 すみません、それは円卓会議でも、2丁目については基本的な方向として海底形状を改善していくという観点から砂を入れていくという話は残っていますよね。それは円卓会議の案をご覧いただければそう書いてありますよね、消えてはいないですよ。そこは、ここでは議論していないわけですから、なぜその議論をここで出してくるのかというのは全くわからないですね。

先ほどの合意事項ですけれども、例えばこういうのはいかがでしょうか。「基本断面」というのは「試験断面」にすると。それから、2)のところは、「800m間については、毎年度実施するモニタリング結果・他の事例などさまざまな情報をもとに『試験断面』を評価・検討し」と、もう少し広げて、これで合意をとるということでいかがでしょうか。

大野委員 賛成です。

川口委員 賛成です。

倉阪委員 もう一度言いましょうか。2)として「800m間については、毎年度実施するモニタリング結果・他の事例などさまざまな情報をもとに『試験断面』を評価・検討し」。

矢内委員長 今の倉阪委員のご提案はいかがでしょう。

(「賛成です」と呼ぶ者あり)

矢内委員長 竹川さんいかがでしょうか。

ちょっと今日はファイルがないそうなので、この場で確認できないんですけども、今、議事録には倉阪委員の発言が残りますので、それでいかがでしょうか。

竹川委員 これは、要するに事業計画と実施計画がまた別に作文をされるということでしょうか。

矢内委員長 事業計画と実施計画……

工藤委員 事業計画と実施計画は違いますよね。

竹川委員 先ほど県の方では、それらを取りまとめて事業計画をまたつくるという見解がございましたね。これはその中の一部だと思うんですが。

矢内委員長 事業計画というものは前回の資料でありましたけれども、非常にたくさんものがあるんですね。今回のこれとか、この後ろに参考資料がありますけれども、そういうのがいっぱい入って、大きな事業計画ができますよという、それが説明です。今回は100m部分に関しての計画事業を一応こういう形で、1枚として、一つの資料として入れていると。

竹川委員 実施計画ということですね。

矢内委員長 事業計画です。

竹川委員 成文化されたものは、また別につくられるということですね。今のこの中身はここに入って。

矢内委員長 一応、これが事業計画です。ここの部分のですね。

第5回の委員会で事務局から説明があったと思いますけれども。

事務局（青木） 今まで何度もいろんな検討をしてきた結果が、今回の「基本断面」という形にしていますので、「試験断面」という言い方になると、今までやってきたものを整理した形にならない気がしますし、あくまでもこれをベースに今回、1回から6回までずっとやってきたんですけども、それについての説明をしてきたつもりですので。私どもとしては、基本断面で今回はしたいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

清野委員 多分、今おっしゃられたところというのは、じゃ、試験のために1億円でつくるのかとか、そういう話になることも危惧されていると思うんです。だから、役所の中での書類上の基本断面と言っているものは、今年度、来年度に検討しているものであって、皆さんが試験と言っているのは、次の段階のためにそういうニュアンスが入らなきゃいけないということを強調されているんだと思うんですね。だから、それはずっとこういう議事録が残っているので、ここの言葉そのものが行政上、海岸事業の書類の用語だというふうに思うと混乱されると

思うので、できましたら、その基本断面ということがつじつまが合わなかったら、順応的管理を適用していく断面という意味だということで考えていただきたいんですよ。

今までは基本断面というと、もうそれでずっと行っちゃうというのが長かったから、すごくみんな警戒しているんだと思うので。例えばこの基本断面が残るか試験断面になるかわからないですけども、それは順応的管理できちんと見直すことを前提とした意味での基本断面ということを残していただければ、ある程度通用する形になると思います。

だから、どんでん返しになっちゃったというふうに今おっしゃられたと思うんですけども、そういう意味なので、なかなか文言修正って小手先のように見えるかもしれないし、一方で行政はすごい気にしているみたいなので、そこはちょっと委員長さんも含めて収拾を検討していかないと、両方、どんでん返しだとかいう話になると大変なので、どうしましょうか。

矢内委員長 今、スクリーンに打ってますので、一応、それも含めて、ここでできることはやりたいと思います。

川口委員 だから、もし書くのであれば、ほかの多くの委員は基本断面で合意しているんですよ。ですから、何名かの人が、ほんの少数の人が、それで。ですから、ここで合意をするために、一つの提案として試験断面と言っているだけの話で、我々は基本断面で全然問題ないんですよ。だから、そこをどう取り扱うか、委員長一任でいいんじゃないんでしょうか。

佐野委員 やっぱり僕はここは合意形成の場だというふうに思うんですね。もちろん、いろんな意見の人がいて、それでここへ集まってきているわけですけども。ここはやっぱり合意形成の場ですから、少数の意見も尊重するという気持ちはすごく大事だと思うんですね。そういう意味で、清野委員が提案してくださった、もし、こういうふうに文言をいじれば合意してもらえないかというようなところは、やっぱりできる限りやっていった方がいいんじゃないかなと、僕は思っております。

川口委員 あのね、少数意見、十分尊重しているんですよ。尊重しているから、こんな長い会議になっているじゃないですか。ですけどね、合意形成、とっても大事ですよ。でも、かたくなに自分の説を曲げなかったら合意形成できないじゃないですか。どうするんですか、それは。委員としての責任は。もう、かなり尊重していると思うんですね、今まで、ほかの委員も。

井上委員 ちょっとよろしいですか。

確かに試験断面というと、我々の方からすると、かなり紛らわしい表現になってしまうので。かといって基本断面というのは通常の言い方なんです。私なんかでいうと、単純に断面という形で言えばいいのかなと思うんですが、断面と言ってしまうと何の断面かわからないという

ことになりますので。ちょっと長ったらしくなりますけど、「県が提示した断面」。そうすると、この断面だというのが言えますから、そんな表現でいかがかなと思っていますけど。

矢内委員長 今、スクリーンの方に出ていますけれども、これでいかがでしょうか。

大野委員 今、皆さんが議論してきたことは、すべて議事録に載って、それで結果としてこうなったということになるわけですから、県がそれでいいと言うんなら、同じことを。要は、結果として試験的に100mやって、またいろいろやりましょうという話をやっているわけですから、私はいいと思いますけどね。

倉阪委員 私は依存はありません。

矢内委員長 じゃ、この合意事項をもとに、今回の事業計画と実施計画を諮問するというところでいかがでしょうか。スクリーンをご覧になっていただいて。

竹川委員 私も、この検討委員会で、円滑に進めるために再生会議の委員とダブらせて配置するというふうな最初の意図があったわけですね。私どもここにいるわけですが、本来であれば全体の議論をもう一度再生会議の中でやるのが大事じゃないかなと。

例えば、先ほど言いましたような評価委員会等も、また護岸検討委員会自体の機能、事務所掌ですね、こういったものもやはりここであいまいにされたままきちゃっているわけですね。だから、そういったことも問題指摘もしたいと。そうやってきますと、ここで今の場で決まった合意事項を、どうしてもここで合意するとすれば、そういう問題提起というのはちょっとできなくなってしまいます。だから、そういうことも含めて、まことに恐縮なんですけれども、ちょっと保留させていただきたいと。

矢内委員長 今お話しされているのは、再生会議側の議論かなというふうに感じますけれども。今回は、護岸の断面を決めるための委員会ですので、今の竹川委員のご発言は再生会議の委員として、この護岸検討委員会に投げかける意見かなというふうに感じますけれども。

竹川委員 護岸検討委員会の委員を兼任しているわけですが、今までの護岸検討委員会の論議の土俵ですか、それから決め方ですね、扱いのテーマの枠組みというんでしょうか、そういったものに私も若干疑問を持っていますもので。本来、そうした要綱なり、それからまた進め方なり、全体の流れというものをもう一回、やはりもとの場で問題提起をしてみたいと。

矢内委員長 それは護岸検討委員会ということですか、再生会議ということですか。

竹川委員 恐らくこの中では、そういう問題はもうとっくに過ぎた問題なので、ここで論議すべき問題じゃないというふうに言われるのが非常に明らかなので、ここで時間をかけてそういう問題を繰り返しをしようとは思いませんが。

(「ちょっと会場から意見言わせていただけますか」と呼ぶ者あり)

矢内委員長 どうぞ、いいですよ。

会場(A) いろんな委員会があると思うんですけども、僕が知る範囲で、こういう会議で意見がこれだけ煮詰めても、まだ、完全に全員の一致はできないわけですね。そういう全員の完全な一致というのは、どんな委員会でも非常に困難であると。政府のいろんな諮問機関などの新聞報道なんかを読んでいてもね。

だから僕は、多くの人たちが、今ここでは基本計画という県のあれについて、基本的なルールについて何人かの方、竹川さんを含めて中心にして問題点としての疑問が残るんだから、少数意見としてそれを併記するというかな、そういう形で処理しないと、いつまでたっても結論は出ないというふうに僕は思うので。これはどういう委員会でもそうだと思うんですけども、安易にやられちゃ困るけれども、十分検討した上で、こういう少数意見があったということを経併記するという形で処理していただきたいというふうに思います。

矢内委員長 竹川さん、いかがでしょうか。

竹川委員 そういう意見が、私が今まで話してきたことなんですけれども、これが採用されないということですから、ここで述べているんですが、そういうことで委員長の方で認めていただければ、それでこの議論は打ち切りたいと思います。

矢内委員長 じゃ、よろしいですか、事務局の方は。

合意事項の2番に関しては、今、スクリーンの方に出ていますけれども、これもこちらでよろしいでしょうか。一応この合意事項2番に基づいて……

工藤委員 もし、それで処理されるんだったら、もとどおりでいいんじゃないですか。

矢内委員長 じゃ、もとどおりにしますか。

工藤委員 それで合意事項に付記すればいい。合意していない人がいますということ。何人だか、1人か2人かわかりませんが。その合意していない人がいるということを経併記しておけばいいんですよね。ただ、それだけの話で。

矢内委員長 一部直っていますね。「モニタリング結果等を基に」が「他の事例などさまざまな情報をもとに」と、その部分。この部分ぐらいどうですか。

倉阪委員 私は、せっかく議論したんだから、入れておいていいんじゃないでしょうか。

矢内委員長 では、きょうの議論をもとに、合意事項の2番はこのような形で訂正をしたということ。

工藤委員 「他の事例などさまざまな情報をもとに」それはいいと思いますね。

矢内委員長 それでは、きょうスクリーンにお示した内容で、竹川委員の意見を付記した形で来週、諮問報告させていただきます。

時間も過ぎているんですが、どうでしょうか。議題の(5)は次回まわしにしますか。相当時間過ぎていますがそれでも。

事務局(青木) はい、内容的には次回に回しても問題ない内容ですので、次回でいいと思います。

工藤委員 作業は進められますよね、これだけ決まればね。

矢内委員長 それでは、事務局の方にお返しします。

(発言する者あり)

矢内委員長 はい、どうぞ。

(「傍聴発言はできないんですか」と呼ぶ者あり)

矢内委員長 じゃ、どうぞ。

会場(今関) 江戸川区から来た今関と申します。

皆さんの熱心な討論で、きょうは事業計画と実施計画は一応決まったというんでしょうかね。これは傍聴発言を許されるのであれば、採決をする前にやっていただきたいと思うんですよ、まことに僭越でございますけれども。そうしなければ、決まっちゃった後で参考意見を言っても、全然ね、余り参考になるような意見を言えるかどうかわかりませんが、そういう議事に進め方になるのじゃないかなと私は思っていたんですけれども。今、向こうで言われたのは議事の進め方ですから、そういうことについては最優先で取り上げるのがルールだと思うんですけれども。それはそれで今後ひとつよろしくお願ひしたいと思うんです。

きょうは、今、そういうふうに決められて、ともかく事業計画と実施計画ということですよ。事業計画については、一番最初に全事業1,700m云々と、こういうことから始まっているわけなんです。いろいろ議論する中で、でき上がったものがどんなふうになるのかということでは、自然環境は生態系から見れば、今護岸に生物の関係でいけば、直立護岸に付着している生物、あるいはそういうものがまず滅失されますですね。新たに傾斜護岸というふうになりますと、そこに後につくんでしょうけれども。そういうものができるとしても、今、ずっとカキ礁、そういう直立護岸じゃない前面にあるカキ礁が全部埋められてしまうわけですね。そういう点から見て、生物だけ見ても、その面では直立護岸自体に付着しているものと、その前面にあるカキ礁の部分、そういうものが全部死滅してしまう事業ですよ。これが仮に1,700mだと。

仮に、どうなるかわかりませんが、1対5になりますと、大体ざっと計算して4万2,000平方メートルぐらいはそういう面積になると。そういう形でなるわけですね。そういう範囲で生態系が壊れてしまう。もうそこには生物は生きないと、こういう状況ですね。さらに、のり先とか、人工干潟の話も出ております。そうすると膨大な面積が、生態系が壊れてしまうわけですね。そこで環境が著しく変化してしまうと、こういう事業なわけですね。

思い出すこともないけれども、この三番瀬の埋め立て計画は撤回されたわけです。もうこれ以上、海を埋めないようにしようと、そういう三番瀬を保全・再生していこうと。このような埋められたところも含めて再生していこうと、こういう形で進んだのが再生計画なわけですね。そういうところをこういう事業がやられるということは、私は反対です。

直立護岸、確かに地元の人が思っているように、今、緊急に改修しなきゃいけない。そういうことについては、直立護岸でもって費用も少なくて済むし、期間も早いし、そういうところでそういう形で改修するというのが、まず一番だと思うんです。そういうところでしなければ、せっかくこの再生会議が始まっているのに、また自然がつぶされてしまうと。今、地球環境、温暖化の問題がありますけれども、やはり先ほどの委員の方もおっしゃいましたけれども、今ある海をマイナスの方向だとか、少なくする方向はやめましょうよと、こういうのが今、世界全体の動きなんですね。

先日、ブッシュ大統領が京都に来ましたけれども、とうとう京都議定書ですね……

矢内委員長 ちょっと短くお願いします。護岸検討をおっしゃってください。

会場（今関） いずれにしても、こういうせっかくの一番最初の再生計画に基づく事業なんです。これをそういう形で自然を保全・再生するという立場から見ると、やっぱりこの事業は許されないと思うんです。

だから、護岸については直立護岸をつくと。これをやれば、早急に、しかも被害も少なく済むわけです。長々と、これも5年かけて、10年かけですか、そういう心配はなくなるわけです。そういうところで、ぜひ再生会議の方でもよろしくお願ひしたいと思います。

どうも失礼いたしました。

倉阪委員 すみません、余計なことを言うかもしれないですけども、政治状況をよく見ていただいて判断していただきたいんですね。今、海岸線を固定しておかないと、ここで確定しておかないと、また埋め立てという話が出てくる可能性があるわけですよ。堂本知事がいつまでいらっしゃるか、これもわかりませんが、そのところの後まで考えてやると、今、ここで海岸線を確定しておいて、地権者の方も合意をした上で海岸線を確定できれば、そこか

ら先の海というのは残るわけですよ。そういう観点で判断をしてもらいたいわけです。そうしないと、また埋め立ての話が強くなりますよ。

今は、たまたま堂本知事がいらっしゃるから、こういう話で、ここで今折れてもらっているんです。市の方も折れているし、地権者も折れているわけです。これが堂本知事が変わったりして政治状況が変わったりすると、また、今もう既に自民党そうですからね。そういうところを考えると意思決定をしないと自然は守れないんです。よろしく、自然保護団体の方も現実的に見てもらいたい。

矢内委員長 では、事務局。

事務局（横田） この会場が9時、時間厳守ということになっておりますので、5番目の粗朶の活用につきましては、後日、また議論していただきたいというふうに考えております。

それで、今後の予定をざっとご説明させていただきたい……、その前に事業計画、実施計画につきましては、来週開催が予定されております再生会議の方に、それぞれ諮問・報告したいということで考えております。

今後の予定につきまして、ちょっと時間をいただきたいんですが、12月の中旬以降ぐらいに護岸付近の海水の流れや、あるいは生息する魚介類等の勉強会を漁業関係者をお招きして開きたいというふうに考えております。日程につきましては、今後、早急に調整させていただきます、改めて通知の方をしたいというふうに思っております。

もう1点ございまして、冒頭申しました専門家を招きました自然素材を活用した土木事業の勉強会ということで、国の方からそれなりの専門家等を招きまして1月に、これも同じく勉強会を開催したいというふうに考えております。

最後に、次回の委員会でございますが、2回の勉強会を踏まえて、それらを議題とした第7回委員会、さらに内容といたしましては、この事業に工事が発注できるかという中で、2月に次回の第7回委員会を開催したいというふうに考えております。つきましては、7回目の委員会の開催日程を2月の中旬ということで、事務局よりお願いしたいんですが、委員長の方で決めていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

矢内委員長 事務局より、来年の2月13日の月曜日、14日の火曜日、15日の水曜日という提案がありましたんですけれども、参加者の多い日で決めたいと思いますけれども、スケジュールいかがでしょうか。

（日程調整）

矢内委員長 では、次回は2月15日ということでさせていただきたいと思います。よろし

くお願いします。

では、後の進行は事務局お願いします。

事務局（五十嵐） 委員長、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。

時間も大幅に過ぎてしまいましたが、以上をもちまして第6回市川海岸塩浜地区護岸検討委員会を閉会させていただきます。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

午後8時50分 閉会